

## 第 464 回 群馬地方最低賃金審議会 会議次第

令和 7 年 7 月 14 日  
前橋地方合同庁舎  
1 階 共用会議室

### 1 開 会

### 2 審議会委員及び事務局職員紹介

### 3 局長挨拶

### 4 会長、会長代理選出

### 5 議 題

(1) 令和 7 年度群馬地方最低賃金審議会の運営について

(2) 群馬県最低賃金の改正決定について（諮問）

(3) 群馬県最低賃金専門部会の設置について

(4) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について

(5) 令和 7 年度最低賃金に関する実態調査について

(6) その他

### 6 閉 会

## 第 464 回群馬地方最低賃金審議会

### 資 料

- 1 群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第 50 期）（令和 7 年 7 月 1 日現在）
- 2 群馬地方最低賃金審議会事務局名簿
- 3 群馬地方最低賃金審議会運営規程
- 4 最低賃金審議会令（第 6 条第 5 項抜粋）
- 5 令和 7 年度最低賃金に関する実態調査
- 6 令和 7 年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況
- 7 全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明  
2025 年 6 月 12 日 群馬弁護士会
- 8 生活保護制度の概要
- 9 労働市場速報（令和 7 年 5 月分） 群馬労働局職業安定部職業安定課
- 10 法人企業景気予測調査（令和 7 年 4 月～6 月期調査）（群馬県分）  
令和 7 年 6 月 12 日 財務省関東財務局前橋財務事務所
- 11 群馬県金融経済概況（2025 年 7 月） 2025 年 7 月 1 日 日本銀行前橋支店
- 12 令和 7 年春闘 各機関別賃上げ集計状況
- 13 経済財政運営と改革の基本方針 2025＜関係部分抜粋＞
- 14 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版＜関係部分抜粋＞

# 群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第 50 期）

（令和 7 年 7 月 1 日現在）

（敬称略、五十音順）

| 区分                    | 氏 名       | 現 職                         |
|-----------------------|-----------|-----------------------------|
| 公益<br>代表              | 小 渕 紀 久 男 | （株）上毛新聞社取締役 総務・経理・労務・経営企画担当 |
|                       | 鈴 木 麻 里 奈 | 弁護士                         |
|                       | 西 川 静 華   | 高崎経済大学経済学部准教授               |
|                       | 西 村 淑 子   | 群馬大学情報学部教授                  |
|                       | 米 本 清     | 高崎経済大学地域政策学部教授              |
| 労働<br>者<br>代<br>表     | 新 井 和 成   | 情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長         |
|                       | 越 澤 恭 行   | 電機連合群馬地方協議会事務局長             |
|                       | 松 葉 卓 也   | S U B A R U 関連労働組合連合会中央執行委員 |
|                       | 村 山 洋 光   | 日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長       |
|                       | 山 村 康 郎   | J A M 北関東群馬県連絡会会長           |
| 使<br>用<br>者<br>代<br>表 | 新 井 理 麻   | （株）芹沢システムリサーチ代表取締役          |
|                       | 五十嵐 亮 二   | （一社）群馬県経営者協会専務理事            |
|                       | 宇 井 正 典   | アサヒライズ（株）代表取締役社長            |
|                       | 金 井 浩     | 三山鋼機（株）代表取締役社長              |
|                       | 松 崎 友 康   | 富士部品工業（株）代表取締役社長            |

## 群馬地方最低賃金審議会事務局名簿

群馬労働局労働基準部賃金室  
前橋市大手町2丁目3番1号  
T E L    0 2 7 - 8 9 6 - 4 7 3 7

| 職 名     | 氏 名                      |
|---------|--------------------------|
| 労働局長    | うえ の やす ひろ<br>上 野 康 博    |
| 労働基準部長  | はし ぐち ただし<br>橋 口 忠       |
| 監督課長    | おお いし な つ き<br>大 石 奈 津 生 |
| 賃金室長    | ね ぎし よし ひさ<br>根 岸 義 久    |
| 賃金室長補佐  | わた なべ いさお<br>渡 邊 功       |
| 労働基準監督官 | や の い めぐみ<br>八野井 めぐみ     |

## 群馬地方最低賃金審議会運営規程

### (目 的)

第1条 群馬地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

### (会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、群馬労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

### (小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

### (委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

### (会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答弁書を局長に送付するものとする。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月2日から施行する。

## 最低賃金審議会令（第6条第5項抜粋）

第1条 （名称）省略

第2条 （組織）省略

第3条 （委員の推薦）省略

第4条 （臨時委員の任命等）省略

第5条 （会議）省略

第6条 （最低賃金専門部会）

第1項～第4項 省略

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第6項～第7項 省略

第7条 （庶務）省略

第8条 （雑則）省略

附則 （省略）

# 令和 7 年度最低賃金に関する実態調査

## 賃金改定状況調査

- 1 調査の目的  
中央最低賃金審議会における目安等の審議資料
- 2 調査の範囲及び対象  
地域・・・群馬県全域  
  
産業・・・製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）  
（企業規模及び常用労働者数 30 人未満の民営事業所）  
  
調査依頼数 219 事業所
- 3 調査事項  
令和 6 年 6 月分賃金及び令和 7 年 6 月分賃金
- 4 調査方法  
通信調査（委託先からの発送、郵便報告方式の場合は委託先での回収、オンライン報告方式の場合は本省において回収）
- 5 集計  
厚生労働省労働基準局賃金課

## 最低賃金に関する基礎調査

- 1 調査の目的  
地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議資料
- 2 調査の範囲及び対象  
地域・・・群馬県全域  
産業・・・製造業及び情報通信業のうち新聞業及び出版業（100 人未満の民営事業所）  
卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（30 人未満の民営事業所）  
  
調査依頼数 2,084 事業所
- 3 調査事項  
令和 7 年 6 月分賃金
- 4 調査方法  
通信調査（委託先からの発送、郵便報告方式の場合は労働局での回収、オンライン報告方式の場合は本省において回収）

## 5 集計

群馬労働局労働基準部賃金室

### 集計結果の公表

集計結果のうち、以下の集計表については、本年地方最低賃金審議会の審議終了の4ヶ月後に厚生労働省ホームページ及びe-s t a tへ掲載します。ただし、必要に応じて地方最低賃金審議会において一部公表とすることも可能です。

- ① 産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数
- ② 産業、就業形態、賃金階級、性、年齢階級別労働者数
- ③ 賃金階級、勤続年数階級別労働者数
- ④ 諸手当の種類別労働者1人平均支給額

### 集計及び復元方法

「令和3年経済センサスー活動調査」（総務省・経産省の全数調査）による確報集計の結果に基づく「事業所母集団リスト（令和4年次フレーム）」（事業所リスト）の産業分類ごとの労働者数により復元し、集計します。

月給者及び日給者については、時間額に換算して集計します。

# 令和7年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況

適用労働者数は、令和6年12月現在把握のもの

| 新設・改正<br>の別 | 件名・適用の範囲                                                                                                                                                                                                                                              | 意向表明日     | 意向表明者（団体名）                            | 適用労働者数   | 申出期日     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------|----------|----------|
| 改正          | 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金<br>[E220+E222+E225 (E2251・E2252 除く) + L7282]                                                                                                                                                                                  | 令和7年1月21日 | 日本基幹産業労働組合<br>連合会 群馬県本部               | 1,776 人  | 令和7年7月下旬 |
| 改正          | 群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、<br>その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、<br>その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、<br>サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金<br>[E25 (E251 除く) + E260 + E2621 (一部) + E2635<br>(一部) + E2645 + E2652 + E266 + E269 (E2693 一<br>部除く + E2699 除く) + E270 + E271 + E272 +<br>L7282] | 令和7年1月21日 | JAM北関東群馬県連絡会<br>(JAM群馬)               | 15,665 人 | 令和7年7月下旬 |
| 改正          | 群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械<br>器具、情報通信機械器具製造業最低賃金<br>[E28 + E29 (E2941・E295 除く + E2973 一部除く +<br>E299 除く) + E30 + L7282]                                                                                                                                   | 令和7年1月21日 | 全日本電機・電子・情報<br>関連産業労働組合連合会<br>群馬地方協議会 | 20,036 人 | 令和7年7月下旬 |
| 改正          | 群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金<br>[E260 + E2621 (一部) + E31 + L7282]                                                                                                                                                                                                | 令和7年1月21日 | 全日本自動車産業労働組合<br>総連合会 群馬地方協議会          | 40,569 人 | 令和7年7月下旬 |

2025年6月12日

群馬地方最低賃金審議会 会長 様

群馬弁護士会  
会長

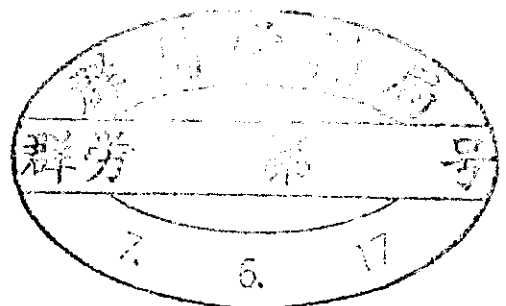
## 会長声明の送付について

当会では、別添のとおり会長声明を発表しましたので、参考までに送付いたします。

(添付書類)

- ・全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明

以上



## 全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明

- 1 現行の地域別最低賃金制度は、最低賃金法9条2項（「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」）を根拠としている。

しかし、調査によれば、「労働者の生計費<sup>i</sup>」は地域差がほとんどない<sup>ii</sup>。このことは、地域別の最低賃金制度を維持する根拠の希薄さを示すものであり、現行制度によって賃金の地域間格差が固定、拡大する要因になっているとの批判を免れない。したがって、地域間格差を解消し、早期に全国一律の最低賃金制度の実現を目指すことがまず求められるべきである。最低賃金のランク区分は、47都道府県間の格差は縮小傾向にある一方で地域別最低賃金額の差が開く可能性に配慮する等の理由で、3ランクとされているが、不十分と言わざるを得ない。

- 2 現在、群馬県の最低賃金は985円にとどまる。そのため、最低賃金近傍の賃金で就労する群馬県内労働者の収入は、約17万円/月額（約204万円/年額）にとどまることになる。今日の消費生活関連物価の上昇傾向も踏まえると「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準（同法9条3項）を確保するためには、群馬県の地域別最低賃金額を大きく引き上げることが必要である<sup>iii</sup>。政府も、2024年11月22日の閣議決定<sup>iv</sup>で「2020年代に全国平均1500円という高い目標の達成に向けた、たゆまぬ努力を継続する」としている。

- 3 加えて、「通常の事業の賃金支払能力（同法9条2項）」は、地域による差異のみならず、企業規模や産業、職種の違いによる影響も大きく受けていることが賃金構造基本統計調査から読み取れるから、最低賃金の水準を引き上げる際には、経営基盤が脆弱な中小企業への政策的配慮（「業務改善助成金」制度の活用、社会保険料事業主負担部分の減免等）を行うことが強く求められる。

- 4 以上のとおりであるから、当会は、中小事業者への政策的配慮と併せて、最低賃金を早期に大幅に引き上げて地域間格差を解消し、地域別最低賃金を廃止して全国一律化を実現していくよう求めるものである。

2025年6月12日

群馬弁護士会 会長

<sup>i</sup> 食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保険医療費、交通・通信費、教養娯楽費など労働者の生活に最低必要と考えられる費用を指す。

<sup>ii</sup> 日本労働組合総連合会の「2017年連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準の試算～」及び中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授（当時）の「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」参照。同実証的研究によると、「労

---

働者の生計費」は、都市部でも地方でも月額22～24万円（時給換算1300～1400円）である。なお、2024連合リビングウェイジも参照。

iii 群馬県の地域別最低賃金額は、註iiの中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授（当時）の「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」における、当時の「労働者の生計費」すら下回っている。

iv 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策

## 生活保護制度の概要

### 1 目的

生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。

### 2 保護の要件

- ・世帯員全員の、資産、能力その他あらゆるものをすべて活用した上でも、収入が最低生活費に満たない場合に対象となる。

※各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提。

- ・困窮に至った理由は問わない。

### 3 保護の内容

- ・扶助の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助。

※医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付とし、それ以外は金銭給付が原則。

- ・各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障。扶助の基準は厚生労働大臣が設定する。

(令和元年10月 生活扶助基準額の例)

|                    | 東京都区部等  | 地方郡部等   |
|--------------------|---------|---------|
| 標準3人世帯(33歳、29歳、4歳) | 158,210 | 135,830 |
| 高齢者単身世帯(68歳)       | 78,230  | 65,270  |
| 高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)   | 120,240 | 102,430 |
| 母子世帯(30歳、4歳、2歳)    | 189,580 | 164,670 |

(令和3年4月 生活扶助基準額の例)

|                    | 東京都区部等  | 地方郡部等   |
|--------------------|---------|---------|
| 標準3人世帯(33歳、29歳、4歳) | 158,760 | 139,630 |
| 高齢者単身世帯(68歳)       | 77,980  | 66,300  |
| 高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)   | 121,480 | 106,350 |
| 母子世帯(30歳、4歳、2歳)    | 190,550 | 168,360 |

(令和5年10月 生活扶助基準額の例)

|                    | 東京都区部等  | 地方郡部等   |
|--------------------|---------|---------|
| 標準3人世帯(33歳、29歳、4歳) | 164,860 | 145,870 |
| 高齢者単身世帯(68歳)       | 77,980  | 68,450  |
| 高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)   | 122,460 | 108,720 |
| 母子世帯(30歳、4歳、2歳)    | 196,220 | 174,800 |

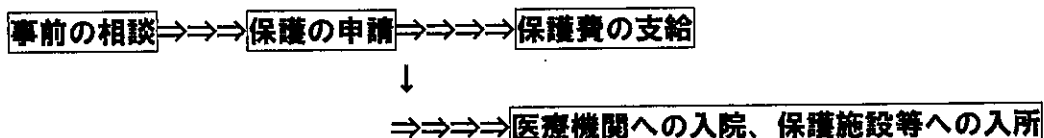
※上記額に加えて、必要に応じて、住宅扶助、医療扶助等が支給される。

#### 4 保護の実施機関

- ・都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長。

#### 5 保護受給に至る手続

- ・申請による場合

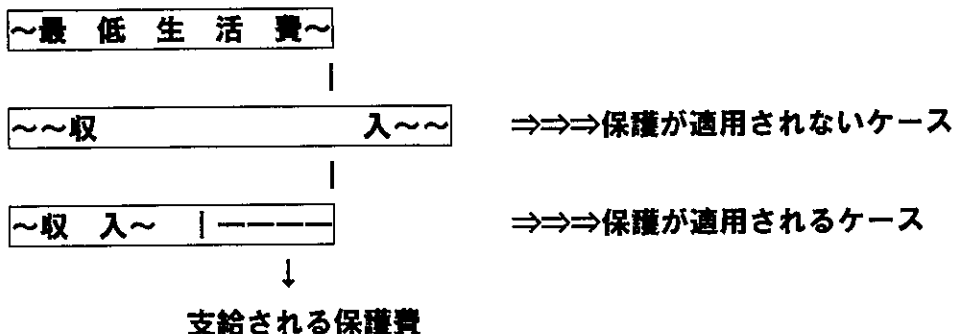


- ・職権による場合

#### 6 保護の要否の判定と支給される保護費

- ・厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給。

※収入：就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、交通事故の補償等を認定。



#### 7 保護適用後の調査及び指導

- ・世帯の実態に応じ、年数回の訪問調査。
- ・収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施。
- ・就労の可能性のある者への就労指導。

令和7年6月27日

職業安定部職業安定課 労働市場情報官

電話 027-210-5007 (内線)310

## 労働市場速報(令和7年5月)

有効求人倍率(季節調整値) 1.30 倍【全国 17 位／全国 1.24 倍】

※前月 有効求人倍率(季節調整値) 1.31 倍【全国 18 位／全国 1.26 倍】

正社員求人倍率(原数値) 1.06 倍【全国 17 位／全国 0.98 倍】前年同月 1.01 倍

新規求人倍率(季節調整値) 2.06 倍 (前月: 2.00 倍)

## 群馬県の求人・求職の状況(原数値)

|        | 5月       | 前年同月比   | 前年同月差     | ポイント      |
|--------|----------|---------|-----------|-----------|
| 有効求人数  | 33,157 人 | ▲ 4.0 % | ▲ 1,377 人 | 27か月連続の減少 |
| 有効求職者数 | 28,232 人 | ▲ 0.3 % | ▲ 78 人    | 2か月連続の減少  |
| 新規求人数  | 11,563 人 | ▲ 1.3 % | ▲ 149 人   | 8か月連続の減少  |
| 新規求職者数 | 6,096 人  | ▲ 6.0 % | ▲ 392 人   | 4か月連続の減少  |

- ・ 求人数は前年同月比で新規・有効ともに減少
- ・ 求職者数は前年同月比で新規・有効ともに減少
- ・ 有効求人倍率(季節調整値)は2か月連続の減少

## ～産業別新規求人数～

| 新規求人数 |           | 5月       | 前年同月比   | 前年同月差   | ポイント     |
|-------|-----------|----------|---------|---------|----------|
| 全産業   |           | 11,563 人 | ▲ 1.3 % | ▲ 149 人 | 8か月連続の減少 |
| 主な産業  | 建設業       | 975 人    | 1.4 %   | 13 人    | 4か月ぶりの増加 |
|       | 製造業       | 1,594 人  | ▲ 7.5 % | ▲ 130 人 | 4か月ぶりの減少 |
|       | 情報通信業     | 82 人     | 24.2 %  | 16 人    | 2か月連続の増加 |
|       | 運輸業・郵便業   | 525 人    | 4.6 %   | 23 人    | 2か月ぶりの増加 |
|       | 卸売・小売業    | 1,792 人  | ▲ 8.4 % | ▲ 165 人 | 5か月連続の減少 |
|       | 宿泊・飲食サービス | 437 人    | ▲ 2.7 % | ▲ 12 人  | 4か月連続の減少 |
|       | 医療・福祉     | 3,171 人  | ▲ 3.5 % | ▲ 116 人 | 2か月連続の減少 |
| サービス業 |           | 1,387 人  | 6.4 %   | 83 人    | 3か月連続の増加 |

## 総括

県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きにやや弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に十分注意していく必要がある。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

第1表 一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

| 年月 |              | 令和7年   | 令和7年   | 令和6年   | 対前月増減率 | 対前年同月増減     | 季節調整値対前月      |
|----|--------------|--------|--------|--------|--------|-------------|---------------|
| 項目 |              | 5月     | 4月     | 5月     | (%)    | 率、差(%、ポイント) | 増減率、差(%、ポイント) |
| 全  | 新規求職者数(人)    | 6,096  | 7,862  | 6,488  | ▲ 22.5 | ▲ 6.0       | ▲ 0.3         |
|    | 新規求人数(人)     | 11,563 | 11,449 | 11,712 | 1.0    | ▲ 1.3       | 2.7           |
|    | 新規求人倍率(倍)    | 2.06   | 2.00   | 1.96   | —      | 0.10        | 0.06          |
|    | 月間有効求職者数(人)  | 28,232 | 27,827 | 28,310 | 1.5    | ▲ 0.3       | 1.4           |
|    | 月間有効求人数(人)   | 33,157 | 33,841 | 34,534 | ▲ 2.0  | ▲ 4.0       | 0.8           |
|    | 有効求人倍率(倍)    | 1.30   | 1.31   | 1.35   | —      | ▲ 0.05      | ▲ 0.01        |
|    | うち常用(倍)      | 1.21   | 1.22   | 1.18   | —      | 0.03        | —             |
|    | うちパート(倍)     | 1.06   | 1.15   | 1.21   | —      | ▲ 0.15      | —             |
|    | 就職件数(件)      | 1,605  | 1,681  | 1,592  | ▲ 4.5  | 0.8         | —             |
|    | 正社員有効求人倍率(倍) | 1.06   | 1.07   | 1.01   | —      | 0.05        | —             |

(注) 1. 新規求人倍率及び有効求人倍率(網掛け部分)は季節調整値、他は原数値を掲載しています。

2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)によります。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第2表 産業別新規求人状況(学卒を除きパートを含む)

第2表 産業別新規求人状況(半年を除きパートを含む)

| 項目  |             | 新規求人数(人) |       |       |       | 対前年同月比(%) |        |        |        | 前年同月差(人) |
|-----|-------------|----------|-------|-------|-------|-----------|--------|--------|--------|----------|
|     |             | 全数       | パート除く |       | パート   | 全数        | パート除く  |        | パート    | 全数       |
|     |             |          | うち常用  |       |       |           | うち常用   |        |        |          |
| 全産業 |             | 11,563   | 7,054 | 6,691 | 4,509 | ▲ 1.3     | 1.3    | ▲ 0.7  | ▲ 5.1  | ▲ 149    |
| 産業別 | 建設業         | 975      | 913   | 913   | 62    | 1.4       | 1.6    | 1.7    | ▲ 1.6  | 13       |
|     | 製造業         | 1,594    | 1,164 | 1,085 | 430   | ▲ 7.5     | ▲ 4.8  | ▲ 10.2 | ▲ 14.2 | ▲ 130    |
|     | 食料品         | 413      | 227   | 215   | 186   | 26.7      | 54.4   | 49.3   | 3.9    | 87       |
|     | プラスチック製品    | 154      | 104   | 104   | 50    | ▲ 9.9     | ▲ 16.8 | ▲ 12.6 | 8.7    | ▲ 17     |
|     | 金属製品        | 173      | 133   | 132   | 40    | 24.5      | 25.5   | 26.9   | 21.2   | 34       |
|     | はん用機械器具     | 84       | 62    | 62    | 22    | ▲ 29.4    | ▲ 35.4 | ▲ 35.4 | ▲ 4.3  | ▲ 35     |
|     | 生産用機械器具製造業  | 90       | 86    | 86    | 4     | 18.4      | 22.9   | 22.9   | ▲ 33.3 | 14       |
|     | 業務用機械器具製造業  | 20       | 15    | 15    | 5     | ▲ 37.5    | ▲ 40.0 | ▲ 40.0 | ▲ 28.6 | ▲ 12     |
|     | 電気機械器具      | 82       | 70    | 64    | 12    | ▲ 17.2    | ▲ 4.1  | ▲ 9.9  | ▲ 53.8 | ▲ 17     |
|     | 輸送用機械器具     | 223      | 200   | 140   | 23    | ▲ 0.4     | 5.8    | ▲ 25.9 | ▲ 34.3 | ▲ 1      |
|     | 情報通信業       | 82       | 73    | 73    | 9     | 24.2      | 40.4   | 43.1   | ▲ 35.7 | 16       |
|     | 運輸業・郵便業     | 525      | 404   | 387   | 121   | 4.6       | 6.9    | 9.0    | ▲ 2.4  | 23       |
|     | 卸売・小売業      | 1,792    | 824   | 824   | 968   | ▲ 8.4     | ▲ 3.2  | ▲ 2.7  | ▲ 12.5 | ▲ 165    |
|     | 宿泊業・飲食サービス業 | 437      | 188   | 188   | 249   | ▲ 2.7     | ▲ 5.1  | ▲ 4.1  | ▲ 0.8  | ▲ 12     |
|     | 医療・福祉       | 3,171    | 1,663 | 1,646 | 1,508 | ▲ 3.5     | ▲ 4.7  | ▲ 4.6  | ▲ 2.2  | ▲ 116    |
|     | サービス業       | 1,387    | 829   | 717   | 558   | 6.4       | 9.2    | 9.3    | 2.4    | 83       |

(注) 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。

第3表 時系列でみた一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

| 年月    | 新規求職者数 |        | 新規求人数  |        | 新規求人倍率<br>(季節調整値) | 有効求職者数 |        | 有効求人数  |        | 有効求人倍率<br>(季節調整値) | 就職件数  |       |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------------------|--------|--------|--------|--------|-------------------|-------|-------|
|       |        | 対前年増減率 |        | 対前年増減率 |                   |        | 対前年増減率 |        | 対前年増減率 |                   |       | うち受給者 |
| 令和2年度 | 6,116  | 1.6    | 10,905 | ▲ 19.4 | 1.78              | 26,447 | 11.2   | 31,223 | ▲ 20.0 | 1.18              | 1,648 | 407   |
| 令和3年度 | 5,982  | ▲ 2.2  | 12,294 | 12.7   | 2.06              | 26,420 | ▲ 0.1  | 34,858 | 11.6   | 1.32              | 1,720 | 414   |
| 令和4年度 | 5,916  | ▲ 1.1  | 13,369 | 8.7    | 2.26              | 26,077 | ▲ 1.3  | 38,659 | 10.9   | 1.48              | 1,657 | 398   |
| 令和5年度 | 5,719  | ▲ 3.3  | 12,656 | ▲ 5.3  | 2.21              | 26,212 | 0.5    | 36,682 | ▲ 5.1  | 1.40              | 1,560 | 395   |
| 令和6年度 | 5,677  | ▲ 0.7  | 12,088 | ▲ 4.5  | 2.13              | 26,296 | 0.3    | 35,079 | ▲ 4.4  | 1.33              | 1,491 | 388   |
| 6年 5月 | 6,488  | 3.5    | 11,712 | ▲ 8.5  | r 1.96            | 28,310 | 0.9    | 34,534 | ▲ 5.7  | r 1.35            | 1,592 | 386   |
| 6月    | 5,120  | ▲ 9.5  | 11,564 | ▲ 3.5  | r 2.26            | 27,681 | 0.6    | 34,047 | ▲ 4.9  | 1.33              | 1,472 | 339   |
| 7月    | 5,493  | 7.1    | 12,127 | ▲ 3.1  | r 2.11            | 26,832 | 2.7    | 33,910 | ▲ 5.5  | r 1.33            | 1,531 | 422   |
| 8月    | 4,982  | ▲ 7.7  | 11,246 | ▲ 12.8 | r 2.09            | 25,815 | ▲ 0.4  | 33,691 | ▲ 6.8  | r 1.33            | 1,333 | 409   |
| 9月    | 5,685  | 2.7    | 12,753 | 1.3    | r 2.19            | 26,144 | 0.3    | 35,052 | ▲ 4.3  | r 1.33            | 1,349 | 372   |
| 10月   | 5,803  | ▲ 1.3  | 13,311 | ▲ 1.9  | 2.13              | 26,695 | 0.8    | 36,144 | ▲ 4.0  | 1.33              | 1,596 | 431   |
| 11月   | 4,778  | ▲ 3.8  | 11,305 | ▲ 5.5  | r 2.05            | 25,760 | 0.0    | 35,926 | ▲ 2.2  | r 1.34            | 1,441 | 386   |
| 12月   | 4,444  | ▲ 0.1  | 11,912 | ▲ 2.2  | r 2.24            | 24,214 | ▲ 0.9  | 35,479 | ▲ 3.6  | r 1.33            | 1,336 | 390   |
| 7年 1月 | 6,129  | 0.2    | 12,865 | ▲ 5.1  | 2.07              | 24,726 | ▲ 0.3  | 35,113 | ▲ 4.0  | 1.32              | 1,253 | 322   |
| 2月    | 5,585  | ▲ 3.4  | 12,198 | ▲ 7.5  | 2.13              | 25,343 | ▲ 0.4  | 35,821 | ▲ 5.0  | 1.31              | 1,477 | 361   |
| 3月    | 5,746  | ▲ 3.3  | 11,834 | ▲ 2.4  | 2.29              | 26,177 | 0.2    | 35,612 | ▲ 4.6  | 1.33              | 1,839 | 437   |
| 4月    | 7,862  | ▲ 0.1  | 11,449 | ▲ 6.4  | 2.00              | 27,827 | ▲ 0.1  | 33,841 | ▲ 5.0  | 1.31              | 1,681 | 387   |
| 5月    | 6,096  | ▲ 6.0  | 11,563 | ▲ 1.3  | 2.06              | 28,232 | ▲ 0.3  | 33,157 | ▲ 4.0  | 1.30              | 1,605 | 400   |

(注)1. 年度は月平均(求人倍率は原数値)。

2. r は令和7年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表します。

3. 受給者は雇用保険受給者を表します。

4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第4表 群馬県の雇用保険の状況

| 項目<br>年月 | 受給資格決定件数 |        | 受給者実人員 |        |
|----------|----------|--------|--------|--------|
|          |          | 対前年増減率 |        | 対前年増減率 |
| 令和2年度    | 1,867    | 24.1   | 7,350  | 37.3   |
| 令和3年度    | 1,502    | ▲ 19.5 | 5,876  | ▲ 20.1 |
| 令和4年度    | 1,545    | 2.8    | 5,561  | ▲ 5.4  |
| 令和5年度    | 1,564    | 1.2    | 5,811  | 4.5    |
| 令和6年度    | 1,566    | 0.1    | 5,922  | 1.9    |
| 6年 5月    | 2,166    | ▲ 1.3  | 5,755  | ▲ 1.6  |
| 6月       | 1,546    | ▲ 4.9  | 5,986  | ▲ 1.3  |
| 7月       | 1,551    | 9.1    | 6,792  | 7.0    |
| 8月       | 1,360    | ▲ 6.1  | 6,586  | 0.2    |
| 9月       | 1,439    | ▲ 6.8  | 6,458  | 4.6    |
| 10月      | 1,700    | 1.2    | 6,365  | 2.4    |
| 11月      | 1,379    | ▲ 2.4  | 5,709  | ▲ 3.2  |
| 12月      | 1,101    | ▲ 4.3  | 5,742  | 3.7    |
| 7年 1月    | 1,457    | 4.4    | 5,657  | 1.3    |
| 2月       | 1,453    | 2.0    | 5,414  | 1.8    |
| 3月       | 1,357    | 0.2    | 5,313  | 4.1    |
| 4月       | 2,137    | ▲ 6.3  | 5,274  | ▲ 0.2  |
| 5月       | 2,149    | ▲ 0.8  | 5,833  | 1.4    |

第5表 全国の主要指標

| 項目<br>年月 | 全国有効<br>求人倍率<br>(季節<br>調整値) | 完全失業者数<br>(全国・原数値) |                      |
|----------|-----------------------------|--------------------|----------------------|
|          |                             | (万人)               | 完全失業率<br>(季節調整<br>値) |
| 令和2年度    | 1.10                        | 198                | 2.9                  |
| 令和3年度    | 1.16                        | 191                | 2.8                  |
| 令和4年度    | 1.31                        | 178                | 2.6                  |
| 令和5年度    | 1.29                        | 178                | 2.6                  |
| 令和6年度    | 1.25                        | 175                | 2.5                  |
| 6年 5月    | r 1.25                      | 193                | 2.6                  |
| 6月       | r 1.24                      | 181                | 2.5                  |
| 7月       | r 1.25                      | 188                | r 2.6                |
| 8月       | r 1.24                      | 175                | 2.5                  |
| 9月       | r 1.25                      | 173                | 2.4                  |
| 10月      | 1.25                        | 170                | 2.5                  |
| 11月      | 1.25                        | 164                | 2.5                  |
| 12月      | 1.25                        | 154                | r 2.5                |
| 7年 1月    | 1.26                        | 163                | 2.5                  |
| 2月       | 1.24                        | 165                | 2.4                  |
| 3月       | 1.26                        | 180                | 2.5                  |
| 4月       | 1.26                        | 188                | 2.5                  |
| 5月       | 1.24                        | 183                | 2.5                  |

- (注) 1. 年度は月平均。 2. 年度の求人倍率及び失業率は実数。 3. 失業者数及び失業率は総務省労働力調査によります。  
 4. r は令和7年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表します。  
 5. 受給資格決定件数は速報値のため修正があり得ます。  
 6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

## 前月との比較( 令和7年5月 )

## 有効(求人・求職・求人倍率)

|        | 5月       | 前月比(%、ポイント) |
|--------|----------|-------------|
| 有効求人   | 34,328 人 | 0.8 %       |
| 有効求職   | 26,447 人 | 1.4 %       |
| 有効求人倍率 | 1.30     | ▲ 0.01 P    |

数値はすべて季節調整値

## 新規(求人・求職・求人倍率)

|        | 5月       | 前月比(%、ポイント) |
|--------|----------|-------------|
| 新規求人   | 11,897 人 | 2.7 %       |
| 新規求職   | 5,789 人  | ▲ 0.3 %     |
| 新規求人倍率 | 2.06     | 0.06 P      |

数値はすべて季節調整値

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

※「製造業」のうち、主な業種別（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

産業別新規求人数（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

| 群馬労働局職業安定部職業安定課 |        |        |        |         |        |             |        |        |        |     |     |
|-----------------|--------|--------|--------|---------|--------|-------------|--------|--------|--------|-----|-----|
| 全産業             | 建設業    | 製造業    | 情報通信業  | 運輸業・郵便業 | 卸売・小売業 | 宿泊業、飲食サービス業 | 医療・福祉  | サービス業  |        |     |     |
| (%)             | (%)    | (%)    | (%)    | (%)     | (%)    | (%)         | (%)    | (%)    | (%)    | (%) | (%) |
| 7年5月            | ▲ 1.3  | 1.4    | ▲ 7.5  | 24.2    | 4.6    | ▲ 8.4       | ▲ 2.7  | ▲ 3.5  | 6.4    |     |     |
| 7年4月            | ▲ 6.4  | ▲ 1.0  | 5.4    | 26.1    | ▲ 18.0 | ▲ 14.6      | ▲ 10.3 | ▲ 9.8  | 10.3   |     |     |
| 7年3月            | ▲ 2.4  | ▲ 14.0 | 1.5    | ▲ 12.2  | 23.0   | ▲ 1.5       | ▲ 37.3 | 0.1    | 16.1   |     |     |
| 7年2月            | ▲ 7.5  | ▲ 6.2  | 5.2    | ▲ 27.6  | ▲ 15.8 | ▲ 3.9       | ▲ 13.1 | ▲ 9.4  | ▲ 15.2 |     |     |
| 7年1月            | ▲ 5.1  | 2.8    | ▲ 13.2 | 41.2    | 13.8   | ▲ 3.9       | 18.9   | ▲ 17.8 | 21.2   |     |     |
| 6年12月           | ▲ 2.2  | ▲ 13.5 | ▲ 9.4  | ▲ 29.4  | ▲ 3.7  | 12.7        | ▲ 24.4 | 1.9    | 5.0    |     |     |
| 6年11月           | ▲ 5.5  | ▲ 15.2 | 2.6    | 5.9     | ▲ 3.2  | ▲ 7.4       | ▲ 27.4 | ▲ 4.3  | ▲ 12.8 |     |     |
| 6年10月           | ▲ 1.9  | 19.0   | 14.1   | 3.9     | 30.6   | ▲ 6.2       | 15.2   | ▲ 17.7 | ▲ 8.7  |     |     |
| 6年9月            | 1.3    | ▲ 5.3  | ▲ 8.9  | ▲ 6.5   | ▲ 7.8  | 13.6        | ▲ 4.8  | 13.3   | 5.3    |     |     |
| 6年8月            | ▲ 12.8 | ▲ 19.3 | 6.6    | 14.1    | ▲ 17.5 | ▲ 24.5      | ▲ 26.8 | ▲ 17.1 | ▲ 14.4 |     |     |
| 6年7月            | ▲ 3.1  | 0.9    | ▲ 5.0  | ▲ 24.2  | 37.1   | ▲ 7.7       | ▲ 21.1 | ▲ 2.2  | ▲ 9.9  |     |     |
| 6年6月            | ▲ 3.5  | ▲ 16.2 | ▲ 11.4 | ▲ 31.9  | ▲ 13.4 | 11.2        | 0.4    | 5.3    | ▲ 7.4  |     |     |
| 6年5月            | ▲ 8.5  | ▲ 13.3 | ▲ 8.6  | ▲ 41.1  | ▲ 33.2 | ▲ 1.7       | ▲ 24.0 | ▲ 7.6  | ▲ 3.6  |     |     |
| 6年4月            | ▲ 2.2  | 11.9   | ▲ 2.6  | ▲ 37.3  | 37.1   | ▲ 15.2      | ▲ 3.2  | ▲ 0.8  | ▲ 14.3 |     |     |
| 6年3月            | ▲ 5.9  | ▲ 9.5  | ▲ 25.9 | ▲ 16.3  | ▲ 15.4 | 11.9        | 30.8   | ▲ 8.8  | ▲ 4.6  |     |     |
| 6年2月            | ▲ 1.8  | ▲ 10.5 | ▲ 9.5  | ▲ 26.9  | ▲ 27.9 | 7.4         | ▲ 43.8 | ▲ 2.0  | 35.6   |     |     |
| 6年1月            | ▲ 1.7  | ▲ 1.2  | ▲ 8.0  | ▲ 42.4  | ▲ 6.9  | ▲ 17.3      | ▲ 3.0  | 10.0   | ▲ 6.7  |     |     |
| 5年12月           | ▲ 5.5  | ▲ 13.9 | ▲ 19.7 | ▲ 5.6   | 8.8    | ▲ 2.0       | 39.2   | 1.7    | ▲ 11.1 |     |     |
| 5年11月           | ▲ 8.5  | ▲ 12.9 | ▲ 16.6 | ▲ 18.3  | ▲ 40.5 | 1.3         | ▲ 32.9 | ▲ 7.8  | 23.5   |     |     |
| 5年10月           | ▲ 2.2  | ▲ 7.7  | ▲ 1.1  | ▲ 17.7  | ▲ 20.4 | ▲ 15.6      | ▲ 17.2 | 6.4    | 14.6   |     |     |
| 5年9月            | ▲ 8.4  | ▲ 13.2 | ▲ 14.9 | ▲ 8.9   | ▲ 5.9  | ▲ 2.4       | 1.6    | ▲ 8.9  | ▲ 14.2 |     |     |
| 5年8月            | ▲ 7.8  | 2.9    | ▲ 32.2 | ▲ 26.4  | ▲ 21.4 | ▲ 7.8       | ▲ 29.4 | 6.2    | 8.7    |     |     |
| 5年7月            | ▲ 5.6  | ▲ 8.6  | ▲ 17.4 | ▲ 32.6  | ▲ 32.1 | 5.2         | 2.3    | ▲ 3.3  | 7.4    |     |     |
| 5年6月            | ▲ 9.3  | ▲ 1.2  | ▲ 7.5  | 3.7     | ▲ 32.6 | 5.8         | ▲ 17.7 | ▲ 12.4 | ▲ 4.9  |     |     |

(注) 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。

|       | 【製造業全体】 |        | 食料品    | 日用品    | プラスチック製品 | 金属製品   | はん用機械器具製造業 | 生産用機械器具製造業 | 業務用機械器具製造業 | 電気機械器具 | 輸送用機械器具 |
|-------|---------|--------|--------|--------|----------|--------|------------|------------|------------|--------|---------|
|       | (%)     | (%)    | (%)    | (%)    | (%)      | (%)    | (%)        | (%)        | (%)        | (%)    | (%)     |
| 7年5月  | ▲ 7.5   | 26.7   | ▲ 9.9  | 24.5   | ▲ 29.4   | 18.4   | ▲ 37.5     | ▲ 17.2     | ▲ 0.4      |        |         |
| 7年4月  | 5.4     | ▲ 2.2  | 46.9   | ▲ 4.7  | 32.1     | 79.6   | ▲ 2.6      | ▲ 22.5     | ▲ 42.2     |        |         |
| 7年3月  | 1.5     | 22.6   | 10.8   | ▲ 16.0 | 2.3      | ▲ 18.8 | ▲ 34.0     | 45.5       | ▲ 5.0      |        |         |
| 7年2月  | 5.2     | 21.4   | 11.1   | ▲ 13.3 | ▲ 29.1   | 180.7  | 57.1       | ▲ 6.5      | 17.3       |        |         |
| 7年1月  | ▲ 13.2  | ▲ 11.9 | ▲ 7.4  | ▲ 34.4 | 24.0     | ▲ 43.2 | 95.8       | ▲ 33.8     | ▲ 22.1     |        |         |
| 6年12月 | ▲ 9.4   | ▲ 9.4  | ▲ 1.2  | ▲ 5.2  | 11.5     | ▲ 23.3 | ▲ 9.3      | 23.7       | ▲ 8.2      |        |         |
| 6年11月 | 2.6     | ▲ 18.5 | 28.6   | ▲ 7.6  | 4.5      | 65.2   | ▲ 20.5     | ▲ 19.8     | 25.0       |        |         |
| 6年10月 | 14.1    | 22.7   | 4.6    | ▲ 18.2 | ▲ 21.8   | 143.4  | 17.2       | ▲ 38.1     | 2.4        |        |         |
| 6年9月  | ▲ 8.9   | ▲ 12.2 | ▲ 11.7 | ▲ 12.7 | 1.1      | 71.2   | ▲ 22.4     | ▲ 0.8      | ▲ 5.8      |        |         |
| 6年8月  | 6.6     | ▲ 39.2 | 22.6   | 8.1    | 2.2      | 145.9  | 8.9        | 48.2       | 51.5       |        |         |
| 6年7月  | ▲ 5.0   | 8.1    | ▲ 23.0 | 15.1   | 5.2      | ▲ 46.1 | 65.2       | ▲ 32.5     | ▲ 24.0     |        |         |
| 6年6月  | ▲ 11.4  | 20.3   | ▲ 40.3 | ▲ 30.0 | ▲ 7.1    | ▲ 12.1 | 12.8       | ▲ 32.4     | 19.7       |        |         |
| 6年5月  | ▲ 8.6   | ▲ 12.8 | 23.9   | 8.6    | ▲ 13.1   | ▲ 9.5  | ▲ 45.8     | 5.3        | ▲ 35.4     |        |         |
| 6年4月  | ▲ 2.6   | ▲ 24.0 | ▲ 11.0 | 18.1   | ▲ 30.2   | ▲ 11.7 | 116.7      | ▲ 10.4     | ▲ 3.2      |        |         |
| 6年3月  | ▲ 25.9  | ▲ 32.1 | ▲ 39.3 | ▲ 27.6 | ▲ 14.7   | ▲ 43.7 | 34.3       | ▲ 61.6     | 26.0       |        |         |
| 6年2月  | ▲ 9.5   | 2.2    | 0.6    | 32.9   | ▲ 18.2   | ▲ 12.3 | ▲ 44.0     | ▲ 14.6     | ▲ 29.4     |        |         |
| 6年1月  | ▲ 8.0   | ▲ 37.9 | ▲ 13.8 | 15.2   | ▲ 16.8   | 178.6  | ▲ 29.4     | ▲ 15.4     | ▲ 14.5     |        |         |
| 5年12月 | ▲ 19.7  | ▲ 24.1 | ▲ 9.9  | ▲ 43.5 | ▲ 17.6   | ▲ 59.1 | 42.1       | ▲ 47.8     | 37.2       |        |         |
| 5年11月 | ▲ 16.6  | 1.1    | ▲ 39.7 | ▲ 23.4 | ▲ 40.1   | 33.3   | 78.0       | ▲ 18.9     | ▲ 28.0     |        |         |
| 5年10月 | ▲ 1.1   | ▲ 29.0 | ▲ 6.7  | 15.0   | ▲ 26.5   | 130.4  | ▲ 37.0     | ▲ 16.9     | ▲ 14.8     |        |         |
| 5年9月  | ▲ 14.9  | ▲ 13.0 | ▲ 22.7 | ▲ 31.3 | ▲ 6.4    | ▲ 51.0 | ▲ 16.9     | ▲ 42.7     | 48.5       |        |         |
| 5年8月  | ▲ 32.2  | ▲ 0.7  | ▲ 28.1 | ▲ 27.1 | ▲ 32.1   | ▲ 74.7 | 24.4       | ▲ 48.4     | ▲ 49.9     |        |         |
| 5年7月  | ▲ 17.4  | ▲ 43.0 | ▲ 14.0 | ▲ 27.3 | ▲ 56.0   | 40.6   | ▲ 43.9     | ▲ 17.7     | 5.6        |        |         |
| 5年6月  | ▲ 7.5   | ▲ 21.6 | ▲ 23.8 | ▲ 13.5 | 17.4     | ▲ 16.4 | ▲ 30.4     | ▲ 8.0      | 8.9        |        |         |

令和7年度 新規求職者(常用)の態様別内訳(パートを除く)

|         | 6年5月  |       | 6年6月  |        | 6年7月  |      | 6年8月  |        | 6年9月  |       | 6年10月 |        | 6年11月 |        | 6年12月 |       | 7年1月  |       | 7年2月  |       | 7年3月  |       | 7年4月  |       | 7年5月  |        |
|---------|-------|-------|-------|--------|-------|------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
|         | 当     | 前     | 当     | 前      | 当     | 前    | 当     | 前      | 当     | 前     | 当     | 前      | 当     | 前      | 当     | 前     | 当     | 前     | 当     | 前     | 当     | 前     | 当     | 前     | 当     | 前      |
| 新規求職者数  | 3,757 | 1.5   | 3,095 | ▲ 12.2 | 3,451 | 5.2  | 3,099 | ▲ 10.1 | 3,449 | 0.6   | 3,509 | ▲ 5.1  | 2,838 | ▲ 8.8  | 2,772 | ▲ 1.3 | 3,769 | ▲ 0.3 | 3,326 | ▲ 5.5 | 3,422 | ▲ 4.8 | 4,250 | ▲ 2.8 | 3,471 | ▲ 7.6  |
| うち在職者   | 1,260 | ▲ 2.2 | 1,151 | ▲ 10.4 | 1,198 | 1.4  | 1,154 | ▲ 11.1 | 1,205 | 1.3   | 1,185 | ▲ 8.8  | 997   | ▲ 11.8 | 1,047 | ▲ 6.9 | 1,396 | ▲ 5.2 | 1,292 | ▲ 8.0 | 1,304 | ▲ 6.3 | 1,230 | ▲ 0.8 | 1,126 | ▲ 10.6 |
| うち離職者   | 2,262 | 1.4   | 1,731 | ▲ 15.5 | 2,029 | 6.5  | 1,785 | ▲ 9.2  | 2,017 | ▲ 1.1 | 2,093 | ▲ 5.7  | 1,654 | ▲ 8.2  | 1,571 | 1.7   | 2,152 | 1.6   | 1,834 | ▲ 4.4 | 1,888 | ▲ 3.7 | 2,777 | ▲ 2.7 | 2,109 | ▲ 6.8  |
| うち事業主都合 | 597   | 8.0   | 418   | ▲ 18.7 | 513   | 12.3 | 440   | ▲ 1.6  | 474   | ▲ 2.5 | 497   | ▲ 11.6 | 459   | ▲ 1.7  | 474   | 12.3  | 587   | 22.3  | 453   | ▲ 9.0 | 459   | ▲ 6.9 | 793   | ▲ 3.9 | 523   | ▲ 12.4 |
| うち自己都合  | 1,559 | 0.8   | 1,213 | ▲ 15.8 | 1,409 | 6.0  | 1,263 | ▲ 12.2 | 1,440 | ▲ 1.2 | 1,491 | ▲ 2.7  | 1,099 | ▲ 11.8 | 1,021 | ▲ 1.8 | 1,444 | ▲ 4.6 | 1,282 | ▲ 3.8 | 1,315 | ▲ 3.0 | 1,813 | 0.0   | 1,468 | ▲ 5.8  |

○ 参 考

|         | 平成23年度 |       | 平成24年度 |       | 平成25年度 |        | 平成26年度 |        | 平成27年度 |        | 平成28年度 |        | 平成29年度 |        | 平成30年度 |       | 令和元年度  |       | 令和2年度  |        | 令和3年度  |        | 令和4年度  |        | 令和5年度  |       | 令和6年度  |       |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|
|         | 計      | 前     | 計      | 前     | 計      | 前      | 計      | 前      | 計      | 前      | 計      | 前      | 計      | 前      | 計      | 前     | 計      | 前     | 計      | 前      | 計      | 前      | 計      | 前      | 計      | 前     | 計      | 前     |
| 新規求職者   | 72,924 | ▲ 5.3 | 68,236 | ▲ 6.4 | 61,822 | ▲ 9.4  | 56,883 | ▲ 8.0  | 53,479 | ▲ 6.0  | 50,153 | ▲ 6.2  | 47,310 | ▲ 5.7  | 44,798 | ▲ 5.3 | 45,945 | 2.3   | 47,432 | 3.5    | 44,845 | ▲ 5.5  | 43,738 | ▲ 2.5  | 42,235 | ▲ 3.4 | 40,671 | ▲ 3.7 |
| うち在職者   | 18,604 | ▲ 7.1 | 20,178 | 8.5   | 20,586 | 2.0    | 20,625 | 0.2    | 19,927 | ▲ 3.4  | 19,482 | ▲ 2.2  | 18,862 | ▲ 3.2  | 18,024 | ▲ 4.4 | 17,531 | ▲ 2.7 | 15,412 | ▲ 12.1 | 16,745 | 8.6    | 16,381 | ▲ 2.2  | 15,300 | ▲ 6.6 | 14,429 | ▲ 5.7 |
| うち離職者   | 45,199 | ▲ 8.9 | 41,948 | ▲ 7.2 | 36,007 | ▲ 14.2 | 31,608 | ▲ 12.2 | 29,481 | ▲ 6.7  | 27,123 | ▲ 8.0  | 25,266 | ▲ 6.8  | 23,958 | ▲ 5.2 | 25,686 | 7.2   | 29,463 | 14.7   | 25,432 | ▲ 13.7 | 24,795 | ▲ 2.5  | 24,608 | ▲ 0.8 | 23,870 | ▲ 3.0 |
| うち事業主都合 | 17,412 | ▲ 6.5 | 15,734 | ▲ 9.6 | 11,742 | ▲ 25.4 | 9,230  | ▲ 21.4 | 8,293  | ▲ 10.2 | 7,310  | ▲ 11.9 | 6,342  | ▲ 13.2 | 5,845  | ▲ 7.8 | 6,700  | 14.6  | 10,417 | 55.5   | 6,925  | ▲ 33.5 | 5,945  | ▲ 14.2 | 6,221  | 4.6   | 6,196  | ▲ 0.4 |
| うち自己都合  | 24,860 | ▲ 9.3 | 23,849 | ▲ 4.1 | 22,391 | ▲ 6.1  | 20,784 | ▲ 7.2  | 19,682 | ▲ 5.3  | 18,462 | ▲ 6.2  | 17,630 | ▲ 4.5  | 16,864 | ▲ 4.3 | 17,724 | 5.1   | 17,806 | 0.5    | 17,136 | ▲ 3.8  | 17,593 | 2.7    | 17,087 | ▲ 2.9 | 16,349 | ▲ 4.3 |

# 正社員の有効求人倍率

| 項目<br>年月 | 正社員の有効求人<br>数(A) | 常用有効求職者<br>数(パートを除く)<br>(B) | 正社員の有効求人<br>倍率(原数値)<br>(A/B) | 前年同月差<br>(ポイント) | 全国:正社員<br>有効求人倍率<br>(原数値) | 全国:正社員<br>有効求人倍率<br>(季節調整値) |
|----------|------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------|---------------------------|-----------------------------|
| 5年5月     | 17,010           | 16,835                      | 1.01                         | ▲ 0.08          | 0.96                      | 1.03                        |
| 5年6月     | 16,890           | 16,445                      | 1.03                         | ▲ 0.09          | 0.99                      | 1.03                        |
| 5年7月     | 16,983           | 15,983                      | 1.06                         | ▲ 0.07          | 1.01                      | 1.03                        |
| 5年8月     | 17,213           | 16,020                      | 1.07                         | ▲ 0.07          | 1.01                      | 1.02                        |
| 5年9月     | 17,459           | 16,044                      | 1.09                         | ▲ 0.07          | 1.02                      | 1.02                        |
| 5年10月    | 17,865           | 16,309                      | 1.10                         | ▲ 0.08          | 1.02                      | 1.01                        |
| 5年11月    | 17,609           | 15,801                      | 1.11                         | ▲ 0.10          | 1.04                      | 1.01                        |
| 5年12月    | 17,539           | 15,001                      | 1.17                         | ▲ 0.11          | 1.08                      | 1.00                        |
| 6年1月     | 17,279           | 15,244                      | 1.13                         | ▲ 0.08          | 1.05                      | 1.00                        |
| 6年2月     | 17,871           | 15,587                      | 1.15                         | ▲ 0.02          | 1.04                      | 1.00                        |
| 6年3月     | 17,425           | 15,872                      | 1.10                         | 0.01            | 1.01                      | 1.02                        |
| 6年4月     | 17,032           | 16,474                      | 1.03                         | 0.01            | 0.96                      | 1.01                        |
| 6年5月     | 16,697           | 16,496                      | 1.01                         | 0.00            | 0.94                      | 1.01                        |
| 6年6月     | 16,557           | 16,076                      | 1.03                         | 0.00            | 0.96                      | 1.00                        |
| 6年7月     | 16,916           | 16,006                      | 1.06                         | 0.00            | 0.99                      | 1.01                        |
| 6年8月     | 16,977           | 15,634                      | 1.09                         | 0.02            | 1.00                      | 1.01                        |
| 6年9月     | 17,640           | 15,806                      | 1.12                         | 0.03            | 1.01                      | 1.01                        |
| 6年10月    | 18,546           | 16,061                      | 1.15                         | 0.05            | 1.03                      | 1.02                        |
| 6年11月    | 18,346           | 15,410                      | 1.19                         | 0.08            | 1.06                      | 1.02                        |
| 6年12月    | 18,211           | 14,599                      | 1.25                         | 0.08            | 1.11                      | 1.03                        |
| 7年1月     | 17,400           | 15,015                      | 1.16                         | 0.03            | 1.08                      | 1.03                        |
| 7年2月     | 17,588           | 15,324                      | 1.15                         | 0.00            | 1.07                      | 1.03                        |
| 7年3月     | 17,653           | 15,633                      | 1.13                         | 0.03            | 1.05                      | 1.05                        |
| 7年4月     | 17,252           | 16,061                      | 1.07                         | 0.04            | 0.99                      | 1.05                        |
| 7年5月     | 17,047           | 16,149                      | 1.06                         | 0.05            | 0.98                      | 1.04                        |

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

## ◎正社員有効求人倍率の説明

### 1. 算出方法

$$\frac{\text{正社員の月間有効求人人数 (A)}}{\text{パートタイムを除く常用の月間有効求職者数 (B)}} = \text{正社員有効求人倍率}$$

※ 分母の「パートタイムを除く常用の有効求職者数」には派遣労働者や契約社員を希望する求職者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。

2. 正社員求人は、現在のシステムでは産業別の求人数データの出力など、各種増減を比較できる基礎データがないために、月々の倍率の増減についての説明は、大変申し訳ありませんができませんので御了承願います。

## 有効求人倍率（原数値）

|     | 6年5月 | 6年6月 | 6年7月 | 6年8月 | 6年9月 | 6年10月 | 6年11月 | 6年12月 | 7年1月 | 7年2月 | 7年3月 | 7年4月 | 7年5月 |
|-----|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 群馬県 | 1.22 | 1.23 | 1.26 | 1.31 | 1.34 | 1.35  | 1.39  | 1.47  | 1.42 | 1.41 | 1.36 | 1.22 | 1.17 |
| 前橋  | 1.15 | 1.17 | 1.24 | 1.24 | 1.22 | 1.27  | 1.35  | 1.41  | 1.32 | 1.34 | 1.28 | 1.15 | 1.09 |
| 高崎  | 1.52 | 1.49 | 1.56 | 1.63 | 1.68 | 1.66  | 1.71  | 1.86  | 1.83 | 1.75 | 1.68 | 1.45 | 1.43 |
| 安中  | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.10 | 1.14 | 1.11  | 1.12  | 1.16  | 1.10 | 1.22 | 1.18 | 1.08 | 0.97 |
| 桐生  | 0.86 | 0.84 | 0.91 | 0.93 | 0.91 | 0.93  | 1.00  | 1.09  | 1.04 | 1.06 | 1.00 | 0.93 | 0.82 |
| 伊勢崎 | 1.34 | 1.31 | 1.39 | 1.37 | 1.43 | 1.51  | 1.52  | 1.56  | 1.54 | 1.55 | 1.53 | 1.37 | 1.37 |
| 太田  | 1.05 | 1.07 | 1.03 | 1.05 | 1.19 | 1.13  | 1.20  | 1.32  | 1.19 | 1.17 | 1.15 | 0.99 | 0.98 |
| 館林  | 1.24 | 1.26 | 1.23 | 1.27 | 1.33 | 1.32  | 1.42  | 1.52  | 1.45 | 1.40 | 1.37 | 1.24 | 1.22 |
| 沼田  | 1.18 | 1.17 | 1.21 | 1.35 | 1.43 | 1.44  | 1.44  | 1.29  | 1.45 | 1.53 | 1.33 | 1.12 | 1.10 |
| 富岡  | 1.26 | 1.57 | 1.62 | 1.71 | 1.71 | 1.67  | 1.62  | 1.61  | 1.70 | 1.60 | 1.49 | 1.34 | 1.24 |
| 藤岡  | 1.58 | 1.61 | 1.57 | 1.75 | 1.73 | 1.93  | 1.78  | 1.77  | 1.73 | 1.75 | 1.75 | 1.67 | 1.54 |
| 渋川  | 0.84 | 0.87 | 0.89 | 0.91 | 0.91 | 0.91  | 0.88  | 0.96  | 0.97 | 0.97 | 0.91 | 0.85 | 0.84 |
| 中之条 | 1.39 | 1.38 | 1.44 | 1.59 | 1.51 | 1.51  | 1.46  | 1.42  | 1.47 | 1.71 | 1.63 | 1.58 | 1.57 |

（一般＋パート）

## 新規求人倍率（原数値）

|     | 6年5月 | 6年6月 | 6年7月 | 6年8月 | 6年9月 | 6年10月 | 6年11月 | 6年12月 | 7年1月 | 7年2月 | 7年3月 | 7年4月 | 7年5月 |
|-----|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 群馬県 | 1.81 | 2.26 | 2.21 | 2.26 | 2.24 | 2.29  | 2.37  | 2.68  | 2.10 | 2.18 | 2.06 | 1.46 | 1.90 |
| 前橋  | 1.67 | 1.94 | 2.31 | 1.91 | 1.81 | 2.32  | 2.30  | 2.19  | 1.84 | 2.19 | 1.78 | 1.34 | 1.71 |
| 高崎  | 2.58 | 2.94 | 3.04 | 3.07 | 2.99 | 3.04  | 3.15  | 3.71  | 2.97 | 2.60 | 2.74 | 1.75 | 2.77 |
| 安中  | 1.39 | 2.29 | 1.74 | 2.32 | 2.25 | 2.01  | 1.89  | 3.03  | 1.57 | 2.72 | 2.21 | 1.17 | 1.56 |
| 桐生  | 1.21 | 1.61 | 1.75 | 1.25 | 1.45 | 1.75  | 1.71  | 2.08  | 1.64 | 1.67 | 1.53 | 1.13 | 1.08 |
| 伊勢崎 | 2.54 | 1.95 | 2.39 | 2.92 | 2.23 | 2.88  | 2.77  | 2.56  | 2.34 | 2.90 | 2.16 | 1.67 | 2.64 |
| 太田  | 1.16 | 2.06 | 1.63 | 1.54 | 2.35 | 1.48  | 1.78  | 3.01  | 1.37 | 1.49 | 2.07 | 1.08 | 1.27 |
| 館林  | 1.78 | 2.37 | 2.23 | 2.68 | 2.40 | 2.25  | 3.02  | 3.18  | 2.10 | 2.33 | 2.07 | 1.49 | 1.96 |
| 沼田  | 1.39 | 1.70 | 2.10 | 1.98 | 1.91 | 2.27  | 1.67  | 1.26  | 2.37 | 2.39 | 1.17 | 1.20 | 2.13 |
| 富岡  | 1.81 | 3.53 | 2.13 | 2.58 | 3.09 | 2.04  | 2.51  | 3.44  | 2.11 | 1.96 | 2.26 | 1.43 | 1.46 |
| 藤岡  | 2.00 | 3.28 | 2.10 | 3.22 | 3.15 | 3.33  | 2.12  | 3.07  | 2.88 | 2.42 | 2.96 | 2.37 | 1.95 |
| 渋川  | 1.30 | 1.70 | 1.45 | 1.61 | 1.37 | 1.36  | 1.63  | 1.95  | 1.61 | 1.43 | 1.39 | 1.13 | 1.29 |
| 中之条 | 1.91 | 2.81 | 2.24 | 2.91 | 1.91 | 2.42  | 2.32  | 1.55  | 2.42 | 2.09 | 1.85 | 2.19 | 2.15 |

（一般＋パート）

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の（注）を参照してください。

# 就業地別求人倍率・求人数

群馬労働局職業安定部職業安定課

就業地別有効求人倍率（季節調整値）

1. 42 倍

就業地別新規求人倍率（季節調整値）

2. 22 倍

## 求人数の推移（原数値）

|         | 新規求人数  | 前年同月比  | 有効求人数  | 前年同月比 | 新規求人倍率<br>(季節調整値) | 有効求人倍率<br>(季節調整値) |
|---------|--------|--------|--------|-------|-------------------|-------------------|
| 令和6年5月  | 12,576 | ▲ 7.9  | 36,897 | ▲ 5.5 | 2.17              | 1.44              |
| 令和6年6月  | 12,511 | ▲ 5.8  | 36,653 | ▲ 5.6 | 2.38              | 1.43              |
| 令和6年7月  | 12,952 | ▲ 2.6  | 36,604 | ▲ 5.5 | 2.29              | 1.42              |
| 令和6年8月  | 11,959 | ▲ 12.8 | 36,116 | ▲ 7.4 | 2.26              | 1.43              |
| 令和6年9月  | 13,685 | 0.7    | 37,434 | ▲ 4.8 | 2.28              | 1.43              |
| 令和6年10月 | 14,131 | ▲ 3.4  | 38,455 | ▲ 4.7 | 2.28              | 1.42              |
| 令和6年11月 | 12,071 | ▲ 5.4  | 38,434 | ▲ 2.9 | 2.20              | 1.42              |
| 令和6年12月 | 12,916 | ▲ 1.6  | 37,984 | ▲ 3.9 | 2.34              | 1.42              |
| 令和7年1月  | 13,875 | ▲ 3.3  | 37,768 | ▲ 3.3 | 2.25              | 1.42              |
| 令和7年2月  | 12,870 | ▲ 8.3  | 38,532 | ▲ 4.4 | 2.26              | 1.42              |
| 令和7年3月  | 12,678 | ▲ 1.1  | 38,015 | ▲ 3.9 | 2.45              | 1.43              |
| 令和7年4月  | 12,894 | ▲ 1.5  | 36,815 | ▲ 3.3 | 2.22              | 1.42              |
| 令和7年5月  | 12,127 | ▲ 3.6  | 36,136 | ▲ 2.1 | 2.22              | 1.42              |

新規求人数（原数値）は8ヶ月連続の減少（前年同月比）

有効求人数（原数値）は27か月連続の減少（前年同月比）

有効求人倍率（季節調整値）は前月と同倍率

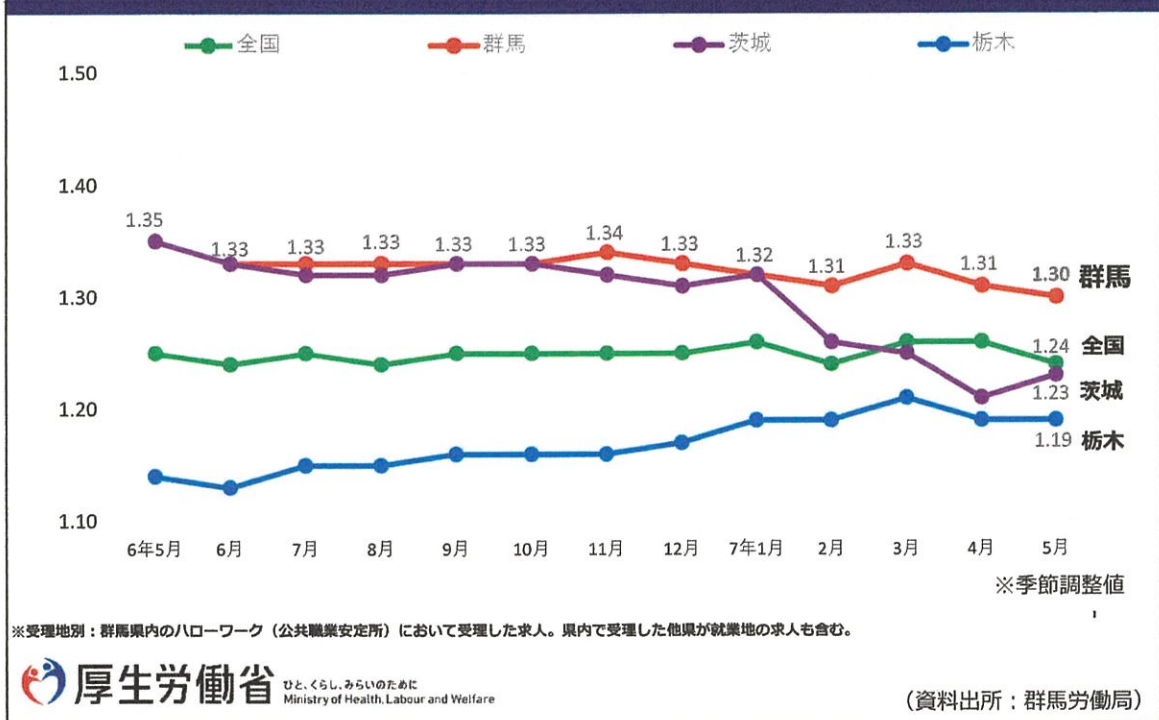
## 産業別新規求人数

| 新規求人数            |           | 5月     | 前年同月比  | 前年同月差 | 備考       |
|------------------|-----------|--------|--------|-------|----------|
| 産業計              |           | 12,127 | ▲ 3.6  | ▲ 449 | 8か月連続の減少 |
| 主<br>な<br>産<br>業 | 建設業       | 1,051  | 3.8    | 38    | 3ヶ月ぶりの増加 |
|                  | 製造業       | 1,615  | ▲ 6.5  | ▲ 113 | 4ヶ月ぶりの減少 |
|                  | 情報通信業     | 84     | ▲ 25.7 | ▲ 29  | 3か月ぶりの減少 |
|                  | 運輸業・郵便業   | 564    | 0.5    | 3     | 2か月ぶりの増加 |
|                  | 卸売・小売業    | 1,571  | ▲ 15.2 | ▲ 282 | 5か月連続の減少 |
|                  | 宿泊・飲食サービス | 910    | ▲ 5.9  | ▲ 57  | 2か月ぶりの減少 |
|                  | 医療・福祉     | 3,403  | ▲ 2.0  | ▲ 70  | 5か月連続の減少 |
|                  | サービス業     | 1,305  | 1.6    | 21    | 3か月連続の増加 |
| 製造業内訳            |           | 5月     | 前年同月比  | 前年同月差 | 備考       |
| 主<br>な<br>内<br>訳 | 食料品       | 396    | 19.6   | 65    | 2か月ぶりの増加 |
|                  | プラスチック製品  | 156    | ▲ 9.3  | ▲ 16  | 4か月ぶりの減少 |
|                  | 金属製品      | 183    | 15.8   | 25    | 5か月ぶりの増加 |
|                  | はん用機械器具   | 89     | ▲ 24.6 | ▲ 29  | 3ヶ月ぶりの減少 |
|                  | 生産用機械器具   | 86     | ▲ 18.1 | ▲ 19  | 2か月ぶりの減少 |
|                  | 業務用機械器具   | 21     | ▲ 30.0 | ▲ 9   | 3か月連続の減少 |
|                  | 電気機械器具    | 91     | ▲ 23.5 | ▲ 28  | 2か月連続の減少 |
|                  | 輸送用機械器具   | 250    | 7.3    | 17    | 3か月ぶりの増加 |

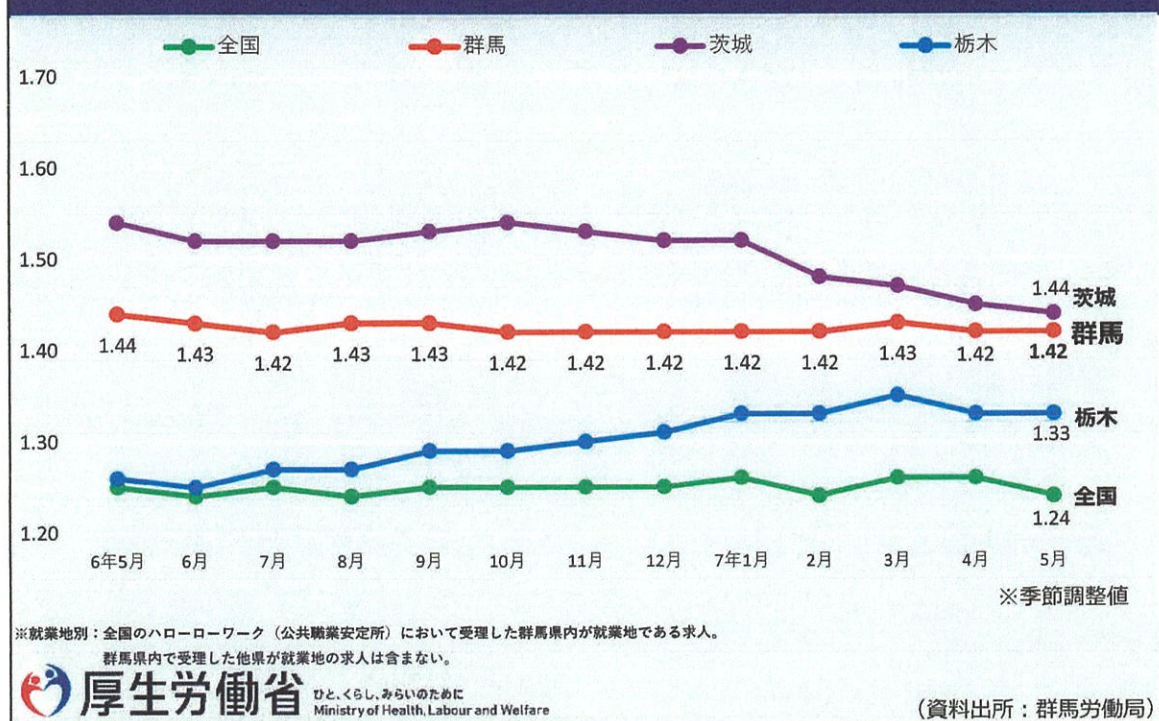
(注) 1.ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

2.令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。

## 有効求人倍率（受理地別※）の推移（令和6年5月～令和7年5月）



## 有効求人倍率（就業地別※）の推移（令和6年5月～令和7年5月）



# 法人企業景気予測調査

(令和7年4～6月期調査)

群馬県分

令和7年6月12日

**財務省関東財務局  
前橋財務事務所**

《お問合せ先》  
前橋財務事務所 財務課  
TEL: 027-896-2908(直通)  
ホームページ: <https://lfb.mof.go.jp/kantou/maebashi/>(前橋財務事務所)  
<https://lfb.mof.go.jp/kantou/>(関東財務局)  
<https://www.mof.go.jp/>(財務省)

## 目 次

|                      |       |    |
|----------------------|-------|----|
| 調 査 要 領 等            | ..... | 1  |
| 概 況                  | ..... | 2  |
| 1. 企 業 の 景 況         | ..... | 3  |
| 2. 企 業 収 益 ・ 設 備 投 資 | ..... | 6  |
| 3. 雇 用               | ..... | 7  |
| 4. 国 内 の 景 況         | ..... | 8  |
| 5. 設 備 判 断           | ..... | 9  |
| 6. 設 備 投 資 の ス タ ンス  | ..... | 10 |
| 7. 資 金 調 達 方 法       | ..... | 11 |
| ＜参考資料＞企業収益の全業種集計     | ..... | 12 |

# 《調査要領等》

1. 調査時点 令和7年5月15日
2. 調査の対象期間
  - (1) 判断項目 令和7年4～6月（又は6月末）は現状判断  
令和7年7～9月（又は9月末）、  
令和7年10～12月（又は12月末）は見通し判断
  - (2) 計数項目 令和7年度は実績見込み
3. 調査対象の範囲及び選定方法  
群馬県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、資本金という。）1千万円以上※の法人で法人企業統計四半期別調査の対象法人などから一定の方法により選定。なお、資本金30億円以上の法人については全数を選定。  
※「電気・ガス・水道業」及び「金融業、保険業」は資本金1億円以上の法人から選定。
4. 調査の方法 調査票による郵送またはオンライン調査（自計記入による）
5. 集計の方法 法人企業統計の業種分類による単純集計

# 《調査対象法人・回収率》

|             | 規 模 別 |      |      | 業 種 別 |      | 合 計   |
|-------------|-------|------|------|-------|------|-------|
|             | 大 企 業 | 中堅企業 | 中小企業 | 製 造 業 | 非製造業 |       |
| 対 象 法 人 数   | 31    | 25   | 85   | 49    | 92   | 141   |
| 回 答 法 人 数   | 30    | 21   | 61   | 38    | 74   | 112   |
| ウエイト(%)     | 26.8  | 18.8 | 54.5 | 33.9  | 66.1 | 100.0 |
| 回 収 率 ( % ) | 96.8  | 84.0 | 71.8 | 77.6  | 80.4 | 79.4  |

(注) 1. 大 企 業：資本金10億円以上

中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

2. 表中のウエイトは、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

# (参考)

B S I（ビジネス・サーベイ・インデックス）の読み方

(例) 「企業の景況」の場合

前期と比べて

「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%

「不変」と回答した法人の構成比・・・25.0%

「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%

「不明」と回答した法人の構成比・・・5.0%

B S I = (「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%)

－ (「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%) = 10.0%ポイント

## 概 況

### (1)企業の景況

現状判断は、「下降」超幅が縮小

### (2)売上高(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

7年度は、増収見込み

### (3)経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

7年度は、減益見込み

### (4)設備投資(除く土地購入額、含むソフトウェア投資額)

7年度は、増加見込み

### (5)雇 用

現状判断は、「不足気味」超幅が縮小

### (6)国内の景況

現状判断は、「下降」超幅が縮小

### (7)設備判断

現状判断は、「不足」超幅が縮小

※いずれも全規模・全産業ベース

# 1. 企業の景況

## － 現状判断は、「下降」超幅が縮小 －

7年4～6月期の企業の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業は「上昇」超幅が縮小し、中堅企業、中小企業は「下降」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は「下降」超幅が縮小し、非製造業は「下降」超幅が拡大している。

先行きについては、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中堅企業は7～9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

＜表1＞企業の景況判断BSI

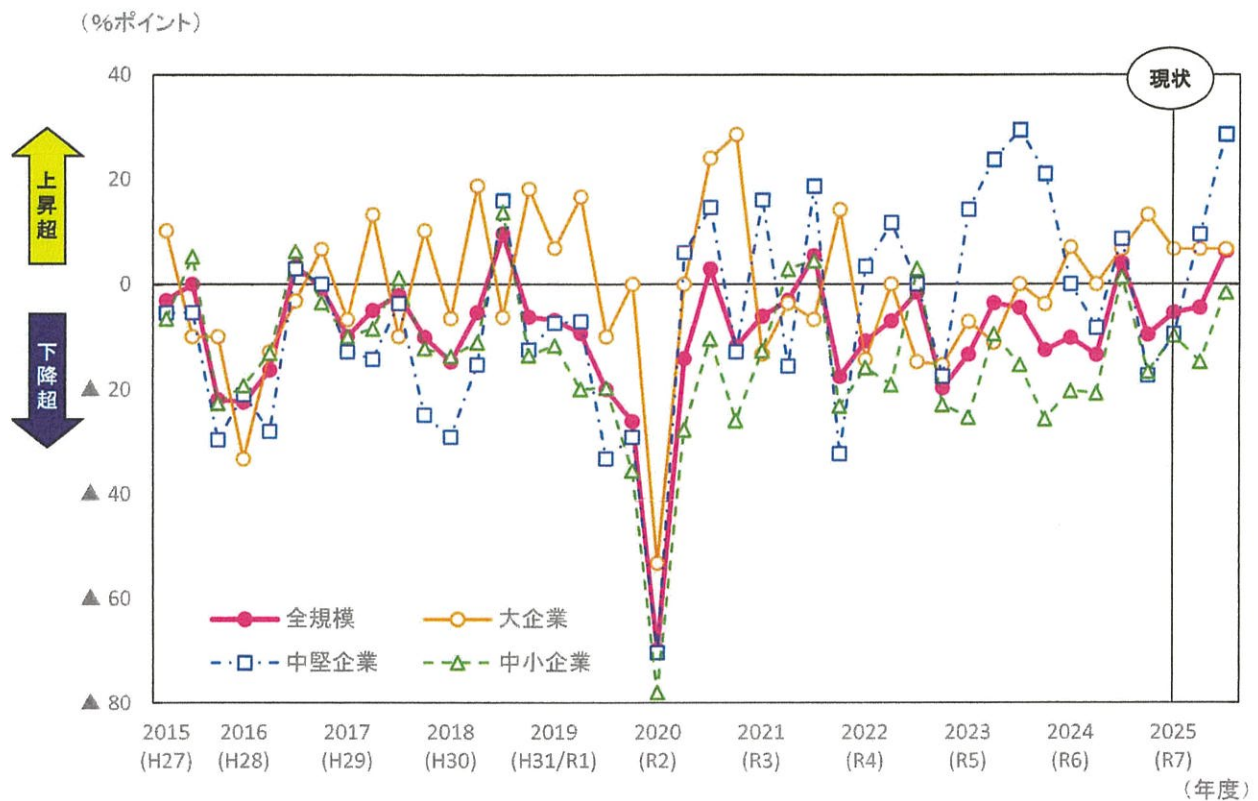
(前期比「上昇」－「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

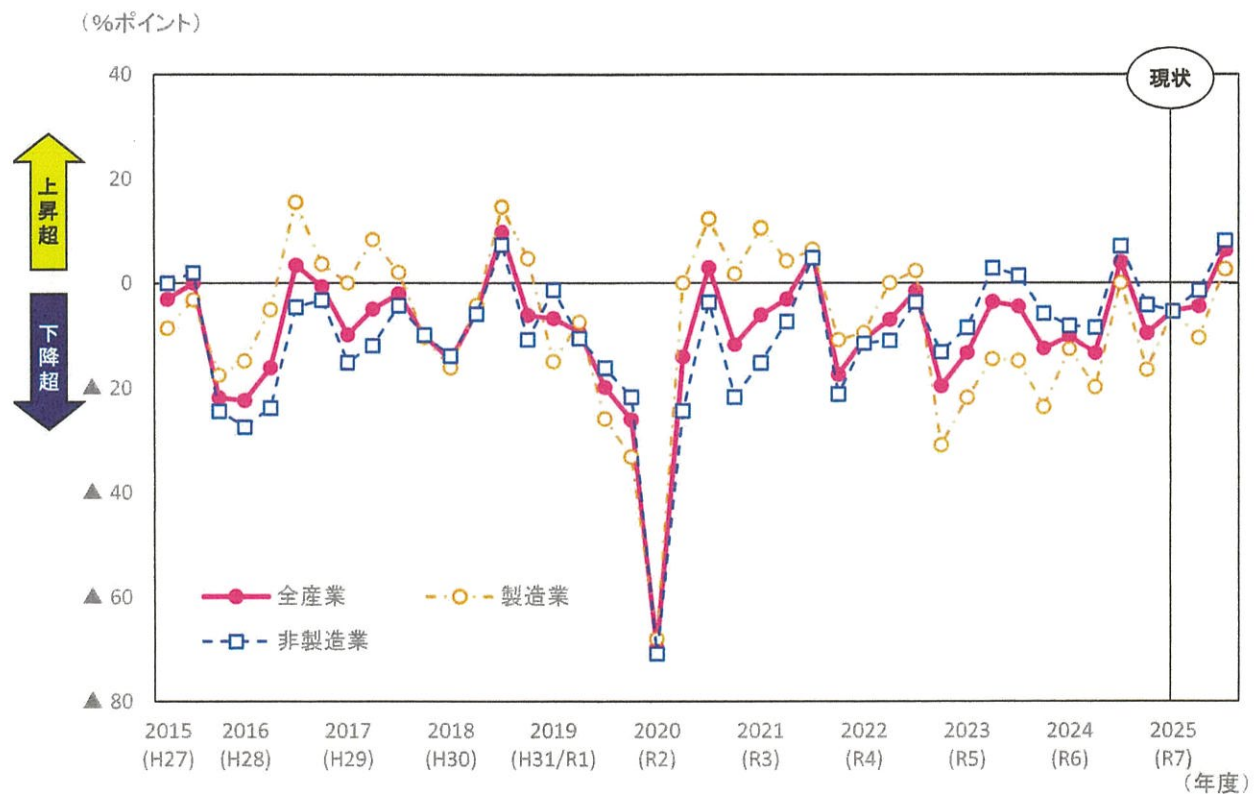
|         | 7年1～3月     | 7年4～6月          | 7年7～9月          | 7年10～12月 |
|---------|------------|-----------------|-----------------|----------|
| 全規模・全産業 | ( ▲ 9.6 )  | ▲ 5.4 ( 0.8 )   | ▲ 4.5 ( 10.4 )  | 6.3      |
| 大企業     | ( 13.3 )   | 6.7 ( 6.7 )     | 6.7 ( 10.0 )    | 6.7      |
| 中堅企業    | ( ▲ 17.4 ) | ▲ 9.5 ( 0.0 )   | 9.5 ( 8.7 )     | 28.6     |
| 中小企業    | ( ▲ 16.7 ) | ▲ 9.8 ( ▲ 1.4 ) | ▲ 14.8 ( 11.1 ) | ▲ 1.6    |
| 製造業     | ( ▲ 16.7 ) | ▲ 5.3 ( 3.7 )   | ▲ 10.5 ( 16.7 ) | 2.6      |
| 非製造業    | ( ▲ 4.2 )  | ▲ 5.4 ( ▲ 1.4 ) | ▲ 1.4 ( 5.6 )   | 8.1      |

(注) ( ) 書は前回(7年1～3月期)調査結果。

【図１】規模別企業の景況判断ＢＳＩの推移



【図２】業種別企業の景況判断ＢＳＩの推移



《表2》企業の景況判断の決定要因

(回答社数構成比:%)

|   |               | 全規模・全産業 |      |        | 製 造 業 |       |        | 非 製 造 業 |      |        |
|---|---------------|---------|------|--------|-------|-------|--------|---------|------|--------|
|   |               | 4～6月    | 7～9月 | 10～12月 | 4～6月  | 7～9月  | 10～12月 | 4～6月    | 7～9月 | 10～12月 |
| 上 | ①国内需要(売上)     | 94.4    | 92.3 | 91.3   | 100.0 | 100.0 | 100.0  | 91.7    | 88.9 | 88.2   |
|   | ②海外需要(売上)     | 22.2    | 23.1 | 17.4   | 33.3  | 25.0  | 16.7   | 16.7    | 22.2 | 17.6   |
|   | ③販売価格         | 61.1    | 53.8 | 47.8   | 66.7  | 25.0  | 50.0   | 58.3    | 66.7 | 47.1   |
|   | ④仕入価格         | 38.9    | 30.8 | 26.1   | 66.7  | 50.0  | 16.7   | 25.0    | 22.2 | 29.4   |
|   | ⑤仕入以外のコスト     | 16.7    | 23.1 | 26.1   | 0.0   | 0.0   | 50.0   | 25.0    | 33.3 | 17.6   |
|   | ⑥資金繰り・資金調達    | 11.1    | 15.4 | 8.7    | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 16.7    | 22.2 | 11.8   |
|   | ⑦株式・不動産等の資産価格 | 0.0     | 0.0  | 4.3    | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0  | 5.9    |
|   | ⑧為替レート        | 5.6     | 7.7  | 8.7    | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 8.3     | 11.1 | 11.8   |
|   | ⑨税制・会計制度等     | 0.0     | 0.0  | 4.3    | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0  | 5.9    |
|   | ⑩その他          | 5.6     | 7.7  | 8.7    | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 8.3     | 11.1 | 11.8   |
| 下 | ①国内需要(売上)     | 79.2    | 83.3 | 81.3   | 87.5  | 100.0 | 80.0   | 75.0    | 70.0 | 81.8   |
|   | ②海外需要(売上)     | 4.2     | 11.1 | 6.3    | 12.5  | 12.5  | 20.0   | 0.0     | 10.0 | 0.0    |
|   | ③販売価格         | 41.7    | 50.0 | 50.0   | 37.5  | 62.5  | 60.0   | 43.8    | 40.0 | 45.5   |
|   | ④仕入価格         | 54.2    | 61.1 | 50.0   | 75.0  | 37.5  | 40.0   | 43.8    | 80.0 | 54.5   |
|   | ⑤仕入以外のコスト     | 29.2    | 38.9 | 18.8   | 37.5  | 37.5  | 20.0   | 25.0    | 40.0 | 18.2   |
|   | ⑥資金繰り・資金調達    | 16.7    | 5.6  | 12.5   | 0.0   | 0.0   | 20.0   | 25.0    | 10.0 | 9.1    |
|   | ⑦株式・不動産等の資産価格 | 4.2     | 0.0  | 0.0    | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 6.3     | 0.0  | 0.0    |
|   | ⑧為替レート        | 4.2     | 0.0  | 6.3    | 0.0   | 0.0   | 20.0   | 6.3     | 0.0  | 0.0    |
|   | ⑨税制・会計制度等     | 4.2     | 5.6  | 6.3    | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 6.3     | 10.0 | 9.1    |
|   | ⑩その他          | 8.3     | 5.6  | 6.3    | 12.5  | 0.0   | 0.0    | 6.3     | 10.0 | 9.1    |

|   |               | 大 企 業 |       |        | 中 堅 企 業 |       |        | 中 小 企 業 |      |        |
|---|---------------|-------|-------|--------|---------|-------|--------|---------|------|--------|
|   |               | 4～6月  | 7～9月  | 10～12月 | 4～6月    | 7～9月  | 10～12月 | 4～6月    | 7～9月 | 10～12月 |
| 上 | ①国内需要(売上)     | 100.0 | 100.0 | 100.0  | 100.0   | 100.0 | 100.0  | 90.9    | 80.0 | 83.3   |
|   | ②海外需要(売上)     | 50.0  | 33.3  | 50.0   | 33.3    | 20.0  | 28.6   | 9.1     | 20.0 | 0.0    |
|   | ③販売価格         | 50.0  | 33.3  | 50.0   | 66.7    | 80.0  | 57.1   | 63.6    | 40.0 | 41.7   |
|   | ④仕入価格         | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 40.0  | 14.3   | 63.6    | 40.0 | 41.7   |
|   | ⑤仕入以外のコスト     | 0.0   | 33.3  | 25.0   | 0.0     | 0.0   | 28.6   | 27.3    | 40.0 | 25.0   |
|   | ⑥資金繰り・資金調達    | 0.0   | 33.3  | 0.0    | 0.0     | 0.0   | 0.0    | 18.2    | 20.0 | 16.7   |
|   | ⑦株式・不動産等の資産価格 | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0  | 8.3    |
|   | ⑧為替レート        | 25.0  | 33.3  | 25.0   | 0.0     | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0  | 8.3    |
|   | ⑨税制・会計制度等     | 0.0   | 0.0   | 25.0   | 0.0     | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0  | 0.0    |
|   | ⑩その他          | 25.0  | 33.3  | 25.0   | 0.0     | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0  | 8.3    |
| 下 | ①国内需要(売上)     | 50.0  | 0.0   | 50.0   | 100.0   | 100.0 | 100.0  | 76.5    | 85.7 | 84.6   |
|   | ②海外需要(売上)     | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0   | 0.0    | 5.9     | 14.3 | 7.7    |
|   | ③販売価格         | 50.0  | 100.0 | 50.0   | 60.0    | 33.3  | 100.0  | 35.3    | 50.0 | 46.2   |
|   | ④仕入価格         | 50.0  | 100.0 | 50.0   | 80.0    | 66.7  | 100.0  | 47.1    | 57.1 | 46.2   |
|   | ⑤仕入以外のコスト     | 50.0  | 0.0   | 0.0    | 20.0    | 33.3  | 0.0    | 29.4    | 42.9 | 23.1   |
|   | ⑥資金繰り・資金調達    | 50.0  | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0   | 0.0    | 17.6    | 7.1  | 15.4   |
|   | ⑦株式・不動産等の資産価格 | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0   | 0.0    | 5.9     | 0.0  | 0.0    |
|   | ⑧為替レート        | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0   | 0.0    | 5.9     | 0.0  | 7.7    |
|   | ⑨税制・会計制度等     | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0   | 0.0    | 5.9     | 7.1  | 7.7    |
|   | ⑩その他          | 0.0   | 0.0   | 0.0    | 0.0     | 0.0   | 0.0    | 11.8    | 7.1  | 7.7    |

(注) 1. 「金融業、保険業」は調査対象外。  
2. 10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比。

## 2. 企業収益・設備投資

### (1) 企業収益（除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」）

#### － 7年度は、増収減益見込み －

7年度の「売上高」は、全規模ベースで前年比4.9%の増収見込み、「経常利益」は、同3.1%の減益見込みとなっている。

「売上高」を規模別にみると、大企業は同4.6%、中堅企業は同5.5%、中小企業は同11.3%の増収見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同3.9%、非製造業は同6.2%の増収見込みとなっている。

「経常利益」を規模別にみると、大企業は同3.5%、中堅企業は同1.3%の減益見込み、中小企業は同11.5%の増益見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同23.0%の減益見込み、非製造業は同11.2%の増益見込みとなっている。

### (2) 設備投資（除く土地購入額、含むソフトウェア投資額）

#### － 7年度は、増加見込み －

7年度の「設備投資」は、全規模・全産業ベースで前年比74.5%の増加見込みとなっている。

これを規模別にみると、大企業は同77.1%、中堅企業は同23.1%、中小企業は同43.7%の増加見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同154.6%の増加見込み、非製造業は同7.7%の減少見込みとなっている。

＜表3＞企業収益・設備投資（7年度）

（前年比増減率：％）

|         | 売 上 高        |                 | 経 常 利 益        |                | 設 備 投 資 |
|---------|--------------|-----------------|----------------|----------------|---------|
|         |              |                 |                | (受取配当金を除く)     |         |
| 全規模・全産業 | 4.9 ( 8.6 )  | ▲ 3.1 ( 28.6 )  | 16.4 ( 51.2 )  | 74.5 ( 30.8 )  |         |
| 大 企 業   | 4.6 ( 7.1 )  | ▲ 3.5 ( 29.7 )  | 19.1 ( 80.8 )  | 77.1 ( 27.4 )  |         |
| 中 堅 企 業 | 5.5 ( 16.3 ) | ▲ 1.3 ( 32.4 )  | ▲ 1.3 ( 36.9 ) | 23.1 ( 66.1 )  |         |
| 中 小 企 業 | 11.3 ( 0.2 ) | 11.5 ( ▲ 3.0 )  | 16.4 ( ▲ 3.3 ) | 43.7 ( 13.5 )  |         |
| 製 造 業   | 3.9 ( 10.3 ) | ▲ 23.0 ( 49.4 ) | 35.7 ( 195.2 ) | 154.6 ( 61.4 ) |         |
| 非 製 造 業 | 6.2 ( 6.8 )  | 11.2 ( 13.0 )   | 11.1 ( 14.0 )  | ▲ 7.7 ( 10.4 ) |         |

- （注）1. （ ）書は前回（7年1～3月期）調査結果。  
2. 全業種の集計結果については、12ページを参照。  
3. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。

### 3. 雇 用

#### － 現状判断は、「不足気味」超幅が縮小 －

7年6月末時点の従業員数判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足気味」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「不足気味」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

《表4》従業員数判断BSI

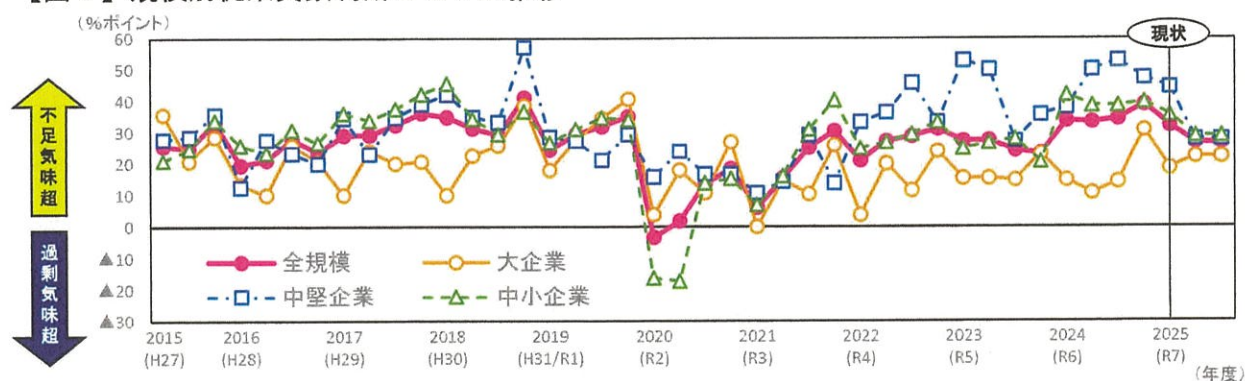
(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)

(単位:%ポイント)

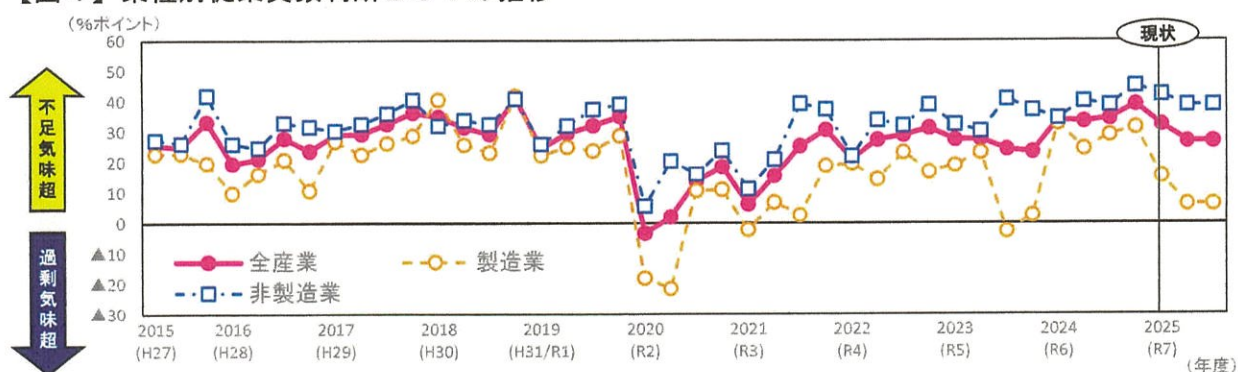
|               | 7 年 3 月 末 | 7 年 6 月 末     | 7 年 9 月 末     | 7 年 12 月 末 |
|---------------|-----------|---------------|---------------|------------|
| 全 規 模 ・ 全 産 業 | ( 38.9 )  | 32.2 ( 27.8 ) | 26.7 ( 30.6 ) | 26.7       |
| 大 企 業         | ( 30.8 )  | 18.5 ( 19.2 ) | 22.2 ( 19.2 ) | 22.2       |
| 中 堅 企 業       | ( 47.4 )  | 44.4 ( 42.1 ) | 27.8 ( 42.1 ) | 27.8       |
| 中 小 企 業       | ( 39.7 )  | 35.6 ( 27.0 ) | 28.9 ( 31.7 ) | 28.9       |
| 製 造 業         | ( 31.3 )  | 15.2 ( 20.8 ) | 6.1 ( 22.9 )  | 6.1        |
| 非 製 造 業       | ( 45.0 )  | 42.1 ( 33.3 ) | 38.6 ( 36.7 ) | 38.6       |

(注) ( ) 書は前回(7年1～3月期)調査結果。

【図3】規模別従業員数判断BSIの推移



【図4】業種別従業員数判断BSIの推移



## 4. 国内の景況

### － 現状判断は、「下降」超幅が縮小 －

7年4～6月期の国内の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「下降」超に転じ、中小企業は「下降」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「下降」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業、中小企業は「下降」超で推移する見通し、中堅企業は10～12月期に「上昇」超に転じる見通しとなっている。

＜表5＞国内の景況判断BSI

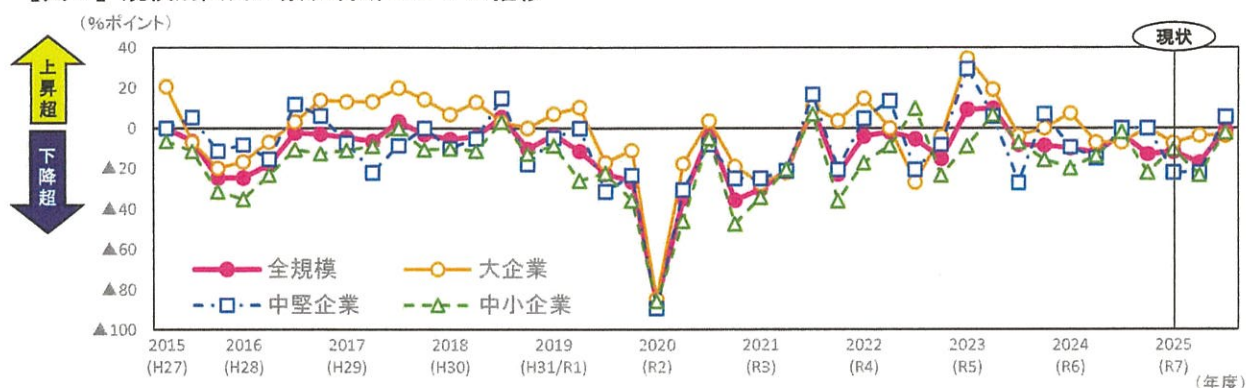
(前期比「上昇」－「下降」社数構成比)

(単位: %ポイント)

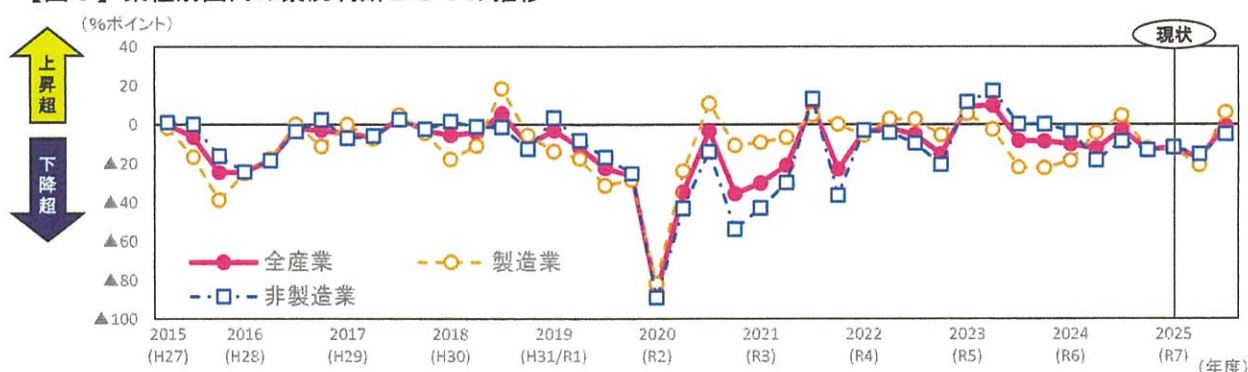
|         | 7年1～3月     | 7年4～6月            | 7年7～9月            | 7年10～12月 |
|---------|------------|-------------------|-------------------|----------|
| 全規模・全産業 | ( ▲ 13.0 ) | ▲ 12.0 ( ▲ 12.0 ) | ▲ 17.4 ( ▲ 3.7 )  | ▲ 1.1    |
| 大企業     | ( 0.0 )    | ▲ 7.4 ( 3.8 )     | ▲ 3.7 ( 11.5 )    | ▲ 3.7    |
| 中堅企業    | ( 0.0 )    | ▲ 22.2 ( ▲ 10.5 ) | ▲ 22.2 ( ▲ 10.5 ) | 5.6      |
| 中小企業    | ( ▲ 22.2 ) | ▲ 10.6 ( ▲ 19.0 ) | ▲ 23.4 ( ▲ 7.9 )  | ▲ 2.1    |
| 製造業     | ( ▲ 12.5 ) | ▲ 12.1 ( ▲ 14.6 ) | ▲ 21.2 ( ▲ 4.2 )  | 6.1      |
| 非製造業    | ( ▲ 13.3 ) | ▲ 11.9 ( ▲ 10.0 ) | ▲ 15.3 ( ▲ 3.3 )  | ▲ 5.1    |

(注) ( ) 書は前回(7年1～3月期)調査結果。

【図5】規模別国内の景況判断BSIの推移



【図6】業種別国内の景況判断BSIの推移



## 5. 設備判断

### ー 現状判断は、「不足」超幅が縮小 ー

7年6月末時点の設備判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業は「不足」超幅が縮小し、中堅企業は「過大」超に転じ、中小企業は「不足」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業は「不足」超幅が縮小し、非製造業は「不足」超幅が拡大している。

先行きについては、大企業は「不足」超で推移する見通し、中堅企業は「過大」超で推移する見通し、中小企業は9月末に「過大」超に転じるものの、12月末に再び「不足」超に転じる見通しとなっている。

《表6》設備判断BSI

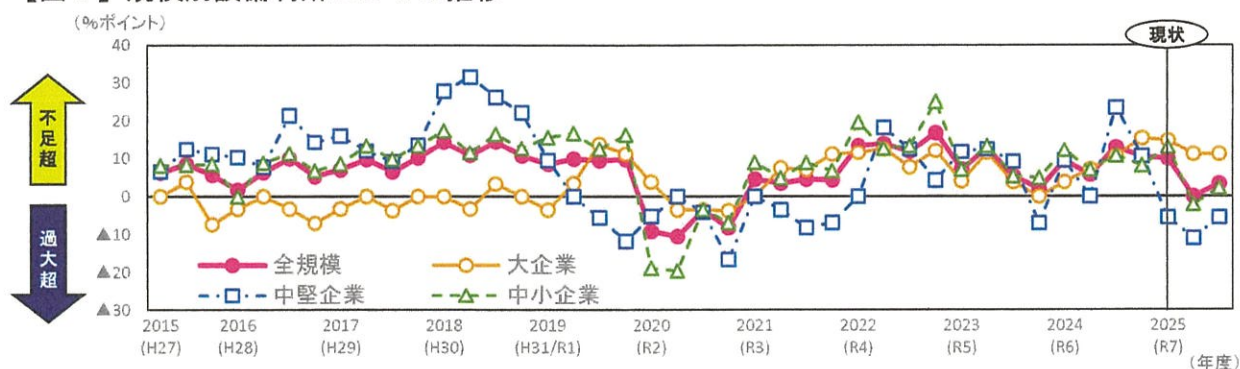
(期末判断「不足」-「過大」社数構成比)

(単位:%ポイント)

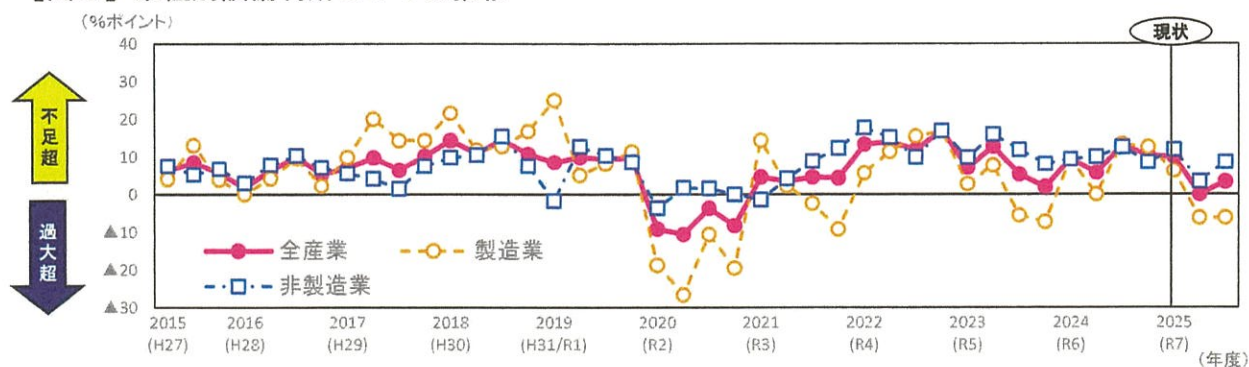
|         | 7年3月末    | 7年6月末         | 7年9月末          | 7年12月末 |
|---------|----------|---------------|----------------|--------|
| 全規模・全産業 | ( 10.3 ) | 9.9 ( 11.2 )  | 0.0 ( 8.4 )    | 3.3    |
| 大企業     | ( 15.4 ) | 14.8 ( 11.5 ) | 11.1 ( 11.5 )  | 11.1   |
| 中堅企業    | ( 10.5 ) | ▲ 5.6 ( 5.3 ) | ▲ 11.1 ( 5.3 ) | ▲ 5.6  |
| 中小企業    | ( 8.1 )  | 13.0 ( 12.9 ) | ▲ 2.2 ( 8.1 )  | 2.2    |
| 製造業     | ( 12.5 ) | 6.3 ( 14.6 )  | ▲ 6.3 ( 10.4 ) | ▲ 6.3  |
| 非製造業    | ( 8.5 )  | 11.9 ( 8.5 )  | 3.4 ( 6.8 )    | 8.5    |

(注) ( ) 書は前回(7年1~3月期)調査結果。

【図7】規模別設備判断BSIの推移



【図8】業種別設備判断BSIの推移



## 6. 設備投資のスタンス

今年度における「設備投資のスタンス」を全規模・全産業ベースでみると、回答の多い順に「維持更新」、「生産（販売）能力の拡大」、「情報化への対応」となっている。

これを規模別にみると、大企業は「維持更新」、中堅企業、中小企業は「生産（販売）能力の拡大」をあげる企業が最も多い。

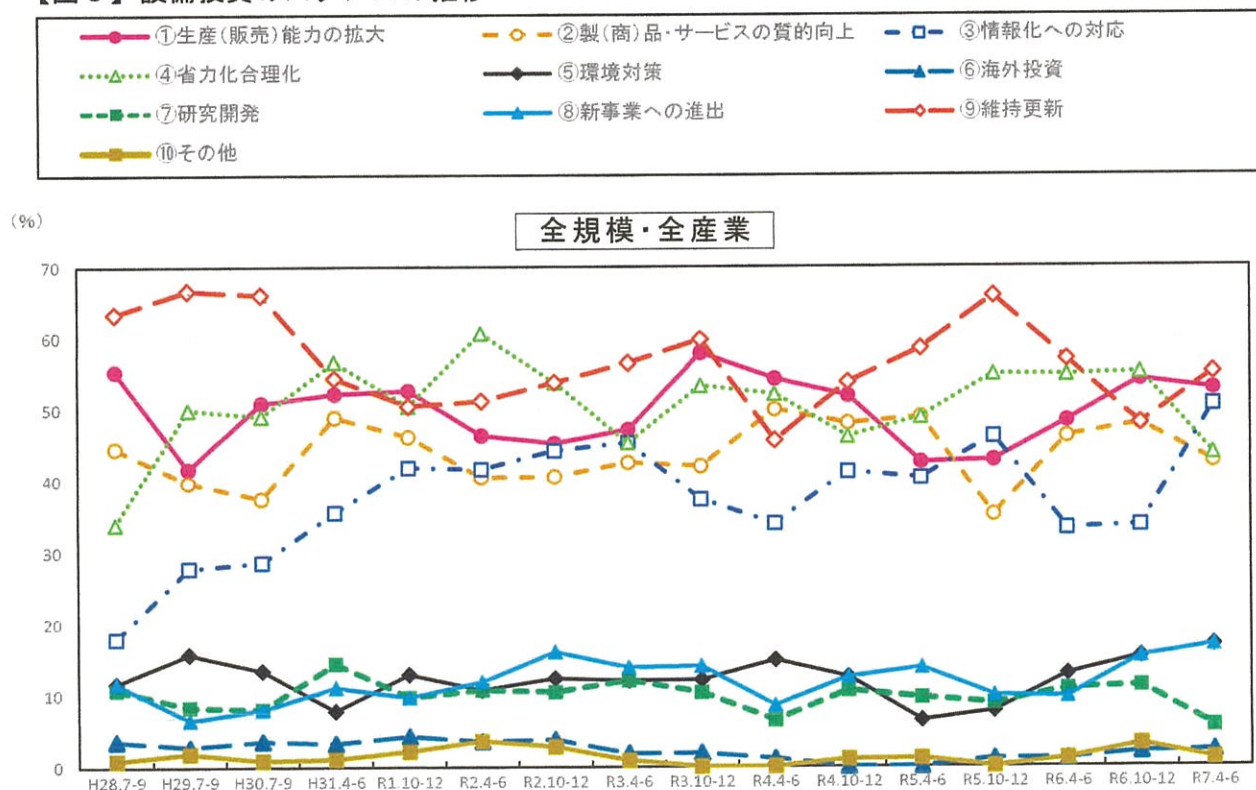
また、業種別にみると、製造業は「生産（販売）能力の拡大」、非製造業は「情報化への対応」をあげる企業が最も多い。

《表7》設備投資のスタンス（1社3項目以内の複数回答）

（回答社数構成比：%）

|         | ① 生産（販売）能力の拡大 | ② 製（商）品・サービスの質的向上 | ③ 情報化への対応 | ④ 省力化合理化 | ⑤ 環境対策 | ⑥ 海外投資 | ⑦ 研究開発 | ⑧ 新事業への進出 | ⑨ 維持更新 | ⑩ その他 |
|---------|---------------|-------------------|-----------|----------|--------|--------|--------|-----------|--------|-------|
| 全規模・全産業 | 52.8          | 42.7              | 50.6      | 43.8     | 16.9   | 2.2    | 5.6    | 16.9      | 55.1   | 1.1   |
| 大企業     | 44.4          | 40.7              | 63.0      | 44.4     | 3.7    | 0.0    | 14.8   | 7.4       | 66.7   | 0.0   |
| 中堅企業    | 58.8          | 41.2              | 52.9      | 47.1     | 11.8   | 5.9    | 5.9    | 11.8      | 52.9   | 5.9   |
| 中小企業    | 55.6          | 44.4              | 42.2      | 42.2     | 26.7   | 2.2    | 0.0    | 24.4      | 48.9   | 0.0   |
| 製造業     | 77.4          | 48.4              | 25.8      | 45.2     | 16.1   | 0.0    | 9.7    | 12.9      | 51.6   | 3.2   |
| 非製造業    | 39.7          | 39.7              | 63.8      | 43.1     | 17.2   | 3.4    | 3.4    | 19.0      | 56.9   | 0.0   |

【図9】設備投資のスタンスの推移



## 7. 資金調達方法（除く「金融業、保険業」）

今年度における「資金調達方法」を全規模・全産業ベースでみると、回答の多い順に「民間金融機関」、「内部資金」、「公的機関」となっている。

これを規模別にみると、大企業は「内部資金」、中堅企業、中小企業は「民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

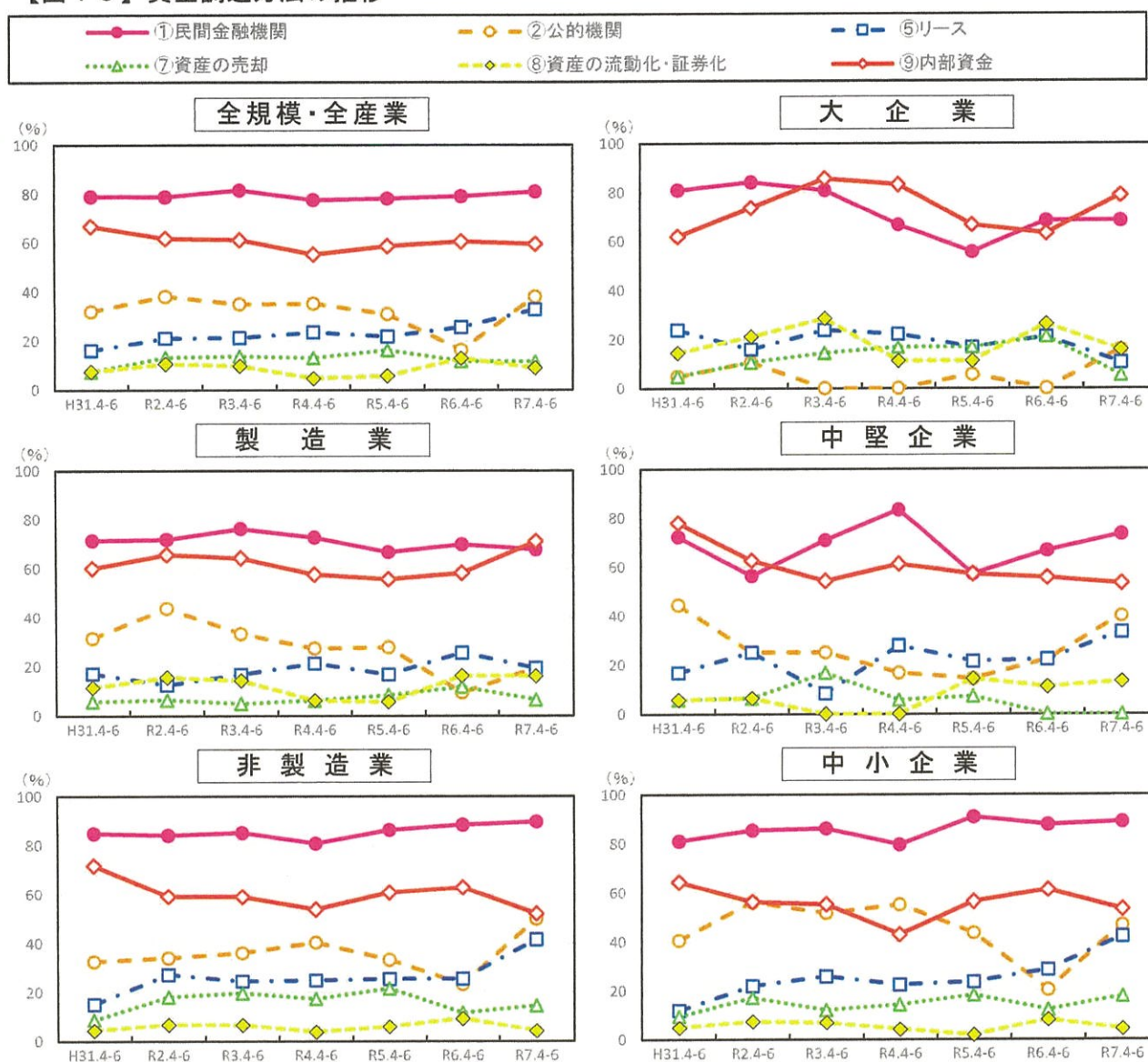
また、業種別にみると、製造業は「内部資金」、非製造業は「民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

《表8》資金調達方法（1社3項目以内の複数回答）

（回答社数構成比：%）

|         | ① 民間金融機関 | ② 公的機関 | ③ 株式の発行 | ④ 社債の発行 | ⑤ リース | ⑥ 企業間信用 | ⑦ 資産の売却 | ⑧ 資産の流動化・証券化 | ⑨ 内部資金 | ⑩ その他 |
|---------|----------|--------|---------|---------|-------|---------|---------|--------------|--------|-------|
| 全規模・全産業 | 81.0     | 38.0   | 3.8     | 0.0     | 32.9  | 12.7    | 11.4    | 8.9          | 59.5   | 8.9   |
| 大企業     | 68.4     | 15.8   | 0.0     | 0.0     | 10.5  | 10.5    | 5.3     | 15.8         | 78.9   | 10.5  |
| 中堅企業    | 73.3     | 40.0   | 13.3    | 0.0     | 33.3  | 20.0    | 0.0     | 13.3         | 53.3   | 13.3  |
| 中小企業    | 88.9     | 46.7   | 2.2     | 0.0     | 42.2  | 11.1    | 17.8    | 4.4          | 53.3   | 6.7   |
| 製造業     | 67.7     | 19.4   | 0.0     | 0.0     | 19.4  | 19.4    | 6.5     | 16.1         | 71.0   | 19.4  |
| 非製造業    | 89.6     | 50.0   | 6.3     | 0.0     | 41.7  | 8.3     | 14.6    | 4.2          | 52.1   | 2.1   |

【図10】資金調達方法の推移



（注）「金融業、保険業」は調査対象外。

## <参考資料>企業収益の全業種集計

《表 9》企業収益（全業種、7 年度）

売上高:含む「電気・ガス・水道業」、除く「金融業、保険業」

経常利益:含む「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」

(前年比増減率: %)

|               | 売 上 高        | 経 常 利 益         | (受取配当金を除く)     |
|---------------|--------------|-----------------|----------------|
|               |              |                 |                |
| 全 規 模 ・ 全 産 業 | 4.9 ( 8.6 )  | 1.4 ( 23.8 )    | 9.9 ( 42.7 )   |
| 大 企 業         | 4.6 ( 7.1 )  | 1.5 ( 22.2 )    | 10.6 ( 52.4 )  |
| 中 堅 企 業       | 5.5 ( 16.3 ) | ▲ 1.2 ( 31.4 )  | ▲ 2.5 ( 39.5 ) |
| 中 小 企 業       | 11.3 ( 0.2 ) | 11.5 ( ▲ 3.0 )  | 16.4 ( ▲ 3.3 ) |
| 製 造 業         | 3.9 ( 10.3 ) | ▲ 23.0 ( 49.4 ) | 35.7 ( 195.2 ) |
| 非 製 造 業       | 6.2 ( 6.8 )  | 8.0 ( 8.5 )     | 6.9 ( 9.5 )    |

- (注) 1. ( ) 書は前回(7年1~3月期)調査結果。  
 2. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。



# 群馬県金融経済概況 (2025年7月)

2025年7月1日  
日本銀行前橋支店

## 【景気判断】

(参考) 前回判断

|      |   |                                  |
|------|---|----------------------------------|
| 総括判断 | → | 県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかに回復している。 |
|------|---|----------------------------------|

|    |
|----|
| 同左 |
|----|

## 【項目別の推移】

|       |   |                              |
|-------|---|------------------------------|
| 個人消費  | → | 物価高の影響を受けつつも、増加している。         |
| 住宅投資  | → | 弱めの動きとなっている。                 |
| 公共投資  | → | 増勢が鈍化している。                   |
| 設備投資  | → | 一部に弱めの動きがみられるが、全体としては増加している。 |
| 生産    | → | 横ばい圏内の動きとなっている。              |
| 雇用・所得 | → | 改善している。                      |

|    |
|----|
| 同左 |
| 同左 |
| 同左 |
| 同左 |
| 同左 |
| 同左 |

(注) 「↑」、「↓」は、前回判断に比較して需要項目等の改善・悪化度合いが変化したことを示す。  
なお、前回に比較し需要項目等の改善・悪化度合いが変化しなかった場合は、「→」となる。

(本件に関するお問い合わせ先)

日本銀行前橋支店 総務課 TEL 027-225-1114 FAX 027-220-1025

(ホームページアドレス)

<https://www3.boj.or.jp/maebashi/>

# 群馬県主要金融経済指標

## 1. 実体経済

(1) 個人消費：物価高の影響を受けつつも、増加している。

▽百貨店・スーパー販売額

(前年比、%)

|        | 24/<br>4月 | 5月  | 6月  | 7月    | 8月  | 9月  | 10月   | 11月 | 12月 | 25/<br>1月 | 2月  | 3月   | 4月   | 5月    |
|--------|-----------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----------|-----|------|------|-------|
| 全店ベース  | 1.8       | 4.7 | 7.9 | 1.1   | 5.1 | 4.3 | 0.4   | 4.3 | 4.2 | 9.1       | 7.8 | 10.4 | 10.6 | p 9.6 |
| 既存店ベース | ▲ 0.9     | 1.5 | 4.4 | ▲ 1.4 | 2.3 | 1.7 | ▲ 1.3 | 1.2 | 2.2 | 1.5       | 0.8 | 3.7  | 3.2  | p 3.3 |

(注) 「p」は速報値、「r」は訂正・改訂値(以下同じ)。

(資料出所) 経済産業省

▽家電大型専門店販売額

(前年比、%)

|       | 24/<br>4月 | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月  | 12月  | 25/<br>1月 | 2月   | 3月   | 4月    | 5月    |
|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----------|------|------|-------|-------|
| 全店ベース | 9.3       | 4.5 | 4.0 | 2.8 | 5.6 | 9.1 | 5.8 | 19.0 | 18.3 | 13.2      | 19.7 | 14.6 | ▲ 1.0 | p 4.4 |

(資料出所) 経済産業省

▽乗用車新車登録台数

(前年比、%)

|       | 24/<br>4月 | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月    | 11月    | 12月    | 25/<br>1月 | 2月   | 3月   | 4月    | 5月     |
|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-----------|------|------|-------|--------|
| 普通乗用車 | ▲ 2.6     | 1.0   | ▲ 2.1 | ▲ 3.6 | 4.6   | ▲ 5.9 | 1.7    | ▲ 2.5  | ▲ 4.2  | ▲ 0.6     | 7.9  | 1.3  | ▲ 5.4 | ▲ 10.9 |
| 小型乗用車 | ▲ 17.2    | ▲ 2.6 | ▲ 7.1 | ▲ 3.3 | 0.8   | 8.8   | 8.6    | ▲ 22.8 | ▲ 28.6 | 5.8       | 34.6 | 24.4 | 16.3  | 10.0   |
| 軽乗用車  | ▲ 18.8    | 1.2   | ▲ 5.5 | 4.9   | ▲ 8.1 | ▲ 2.8 | ▲ 11.5 | ▲ 21.5 | ▲ 16.1 | 13.5      | 21.8 | 3.5  | 21.6  | ▲ 0.2  |

(資料出所) 群馬県自動車販売店協会、全国軽自動車協会連合会群馬事務所

▽三温泉地宿泊客数

(前年比、%)

|      | 24/<br>4月 | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 25/<br>1月 | 2月  | 3月  | 4月  | 5月  |
|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 宿泊客数 | 9.4       | 6.5 | 5.7 | 3.6 | 3.3 | 9.0 | 8.8 | 7.7 | 6.6 | 14.6      | 5.9 | 3.9 | 2.8 | 2.9 |

(注) 三温泉地は、草津、伊香保、水上の合計。

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(2) 住宅投資：弱めの動きとなっている。

▽新設住宅着工戸数

(前年比、%)

|      | 24/<br>4月 | 5月     | 6月   | 7月    | 8月  | 9月     | 10月  | 11月 | 12月  | 25/<br>1月 | 2月    | 3月   | 4月     | 5月     |
|------|-----------|--------|------|-------|-----|--------|------|-----|------|-----------|-------|------|--------|--------|
| 着工戸数 | 10.3      | ▲ 31.9 | 17.0 | ▲ 0.1 | 0.2 | ▲ 14.6 | 20.6 | 4.5 | 14.9 | ▲ 12.0    | ▲ 0.7 | 67.7 | ▲ 45.2 | ▲ 15.7 |

(資料出所) 国土交通省

(3) 公共投資：増勢が鈍化している。

▽公共工事請負金額

(前年比、%)

|      | 24/<br>4月 | 5月     | 6月   | 7月   | 8月   | 9月    | 10月    | 11月  | 12月    | 25/<br>1月 | 2月     | 3月    | 4月     | 5月   |
|------|-----------|--------|------|------|------|-------|--------|------|--------|-----------|--------|-------|--------|------|
| 請負金額 | 60.4      | ▲ 28.5 | 32.7 | 24.6 | 38.3 | ▲ 4.0 | ▲ 45.0 | 14.0 | ▲ 21.5 | ▲ 9.2     | ▲ 22.8 | ▲ 1.2 | ▲ 11.7 | 18.5 |

(資料出所) 東日本建設業保証(株)

(4) 設備投資：一部に弱めの動きがみられるが、全体としては増加している。

▽建築着工床面積

(前年比、%)

|        | 24/<br>4月 | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     | 10月  | 11月  | 12月    | 25/<br>1月 | 2月     | 3月   | 4月   | 5月   |
|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|------|------|--------|-----------|--------|------|------|------|
| 民間非居住用 | ▲ 4.3     | ▲ 31.8 | ▲ 50.5 | ▲ 52.2 | ▲ 38.9 | ▲ 58.2 | 10.4 | 41.2 | ▲ 27.6 | ▲ 23.4    | ▲ 22.8 | 2.4倍 | 88.8 | 58.7 |

(資料出所) 国土交通省

▽設備投資額(含むソフトウェア投資額、土地投資額)

(前年度比、%)

|     | 24年度<br>(実績) | 25年度<br>(計画) |
|-----|--------------|--------------|
| 全産業 | 43.7         | 13.6         |

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(5) 生産：横ばい圏内の動きとなっている。

▽鉱工業指数

(季節調整済前月比、%)

|    | 24/<br>4月 | 5月    | 6月    | 7月   | 8月    | 9月    | 10月    | 11月    | 12月   | 25/<br>1月 | 2月    | 3月    | 4月   | 5月   |
|----|-----------|-------|-------|------|-------|-------|--------|--------|-------|-----------|-------|-------|------|------|
| 生産 | r▲1.3     | r7.0  | r▲3.9 | r0.2 | r▲6.0 | r35.2 | r▲14.9 | r▲12.4 | r▲1.1 | r11.6     | ▲11.7 | r8.3  | 10.2 | n.a. |
| 出荷 | r1.5      | r4.3  | r▲3.4 | r2.1 | r▲3.0 | r3.9  | r▲0.2  | r▲6.7  | r▲1.1 | r0.4      | r17.2 | r▲8.1 | 0.1  | n.a. |
| 在庫 | r▲7.3     | r▲4.6 | r7.8  | r0.6 | r▲1.7 | r26.7 | r▲11.5 | r3.2   | r4.0  | r▲1.8     | r▲9.3 | r▲4.4 | 9.0  | n.a. |

(注) 年間補正により、24/1月以降の指数値が訂正されたことに伴い改訂を実施。  
(資料出所) 群馬県

(6) 雇用・所得環境：改善している。

▽雇用・所得関連指標

(倍、%)

|           | 24/<br>4月 | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 25/<br>1月 | 2月   | 3月   | 4月   | 5月   |
|-----------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----------|------|------|------|------|
| 有効求人倍率    | 1.39      | 1.35 | 1.33 | 1.33 | 1.33 | 1.33 | 1.33 | 1.34 | 1.33 | 1.32      | 1.31 | 1.33 | 1.31 | 1.30 |
| 常用労働者数    | 1.0       | 1.2  | 0.8  | 0.4  | 0.5  | 0.5  | 1.4  | 1.2  | 1.1  | 1.9       | 1.7  | 1.8  | 2.0  | n.a. |
| 一人当たり名目賃金 | 4.1       | 3.6  | ▲3.7 | 4.3  | 2.5  | 0.4  | 3.5  | ▲2.1 | 2.2  | ▲3.3      | ▲0.9 | 0.5  | ▲2.1 | n.a. |

(注1) 有効求人倍率は季節調整値。常用労働者数および一人当たり名目賃金は前年比。

(注2) 常用労働者数および一人当たり名目賃金は事業所規模5人以上ベース。

(資料出所) 群馬労働局、群馬県

## 2. 物価

消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は、食料(生鮮除く)を中心に前年を上回っている。

▽消費者物価指数（前橋市）

(前年比、%)

|           | 24/<br>4月 | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 25/<br>1月 | 2月  | 3月  | 4月  | 5月  |
|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 総合        | 2.6       | 3.0 | 2.7 | 2.4 | 2.4 | 2.1 | 1.7 | 2.1 | 2.8 | 3.6       | 3.6 | 3.6 | 3.2 | 2.9 |
| 生鮮食品を除く総合 | 2.3       | 2.7 | 2.5 | 2.4 | 2.3 | 2.1 | 1.8 | 2.1 | 2.5 | 3.1       | 3.1 | 3.2 | 3.2 | 3.1 |

(資料出所) 総務省

## 3. 企業倒産

企業倒産は、負債総額は低水準で推移しているが、件数は感染症拡大前を上回る水準まで増加している。

▽企業倒産件数・負債総額（負債額1,000万円以上）

(件、億円)

|      | 24/<br>4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 25/<br>1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
|------|-----------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----------|----|----|----|----|
| 倒産件数 | 14        | 8  | 11 | 10 | 6  | 9  | 8   | 18  | 18  | 8         | 7  | 14 | 11 | 9  |
| 負債総額 | 19        | 6  | 35 | 7  | 9  | 15 | 8   | 28  | 18  | 16        | 7  | 78 | 12 | 8  |

(注) 負債総額は、億円未満を切り捨て。

(資料出所) (株)東京商工リサーチ

## 4. 金融

実質預金は、個人を中心に前年を上回っている。貸出金は、法人向けの運転資金需要を背景に前年を上回っている。

▽金融機関の実質預金残高および貸出金残高

(末残前年比、%)

|      | 24/<br>4月 | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 25/<br>1月 | 2月  | 3月  | 4月  | 5月  |
|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 実質預金 | 1.8       | 1.5 | 1.4 | 1.5 | 1.4 | 1.1 | 1.1 | 1.2 | 1.4 | 0.9       | 0.5 | 0.4 | 0.6 | 0.4 |
| 貸出金  | 2.5       | 3.0 | 1.8 | 1.8 | 1.6 | 1.6 | 2.2 | 2.7 | 2.5 | 2.5       | 2.7 | 2.0 | 2.2 | 1.6 |

(注1) 集計対象は、国内銀行（銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行＜ゆうちょ銀行、信託銀行の信託勘定分を除く＞）の群馬県内店舗および群馬県内に本店を有する信用金庫の全店舗。

(注2) 実質預金（＝「預金」－「切手手形」）は、国内銀行はオフショア勘定を除く。信用金庫はオフショア勘定を含む。

(注3) 貸出金は、国内銀行は中央政府向け貸出およびオフショア勘定を除く。信用金庫は中央政府向け貸出およびオフショア勘定を含む。

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(参考)貸出約定平均金利

(%)

|         | 24/<br>4月 | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 25/<br>1月 | 2月    | 3月    | 4月    | 5月   |
|---------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|------|
| ストック・総合 | 0.940     | 0.941 | 0.957 | 0.961 | 0.976 | 1.001 | 1.010 | 1.013 | 1.071 | 1.088     | 1.108 | 1.157 | 1.163 | n.a. |
| フロー・総合  | 1.226     | 1.141 | 1.048 | 1.042 | 1.151 | 1.145 | 1.220 | 1.216 | 1.243 | 1.350     | 1.371 | 1.339 | 1.495 | n.a. |

(注1) 集計対象は、群馬県に本店を有する国内銀行および信用金庫の全店舗。

(注2) 国内銀行の貸出約定平均金利(以下、貸出金利)は、日本銀行が個別の銀行より報告を受けて独自に集計しているもの。信用金庫の貸出金利は、全国信用金庫協会が集計したものを使用。

(注3) 「ストック」は、当該月末時点において残高のあるすべての貸出。「フロー」は、当該月末貸出残高のうち、当月中において実行した貸出。いずれの貸出金利も金融機関の金利データを基に、貸出残高で加重平均して算出。

(注4) 「総合」は、短期・長期・当貸の3つの約定期間の貸出全てを対象に算出。

(注5) 貸出金利の対象は、銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け円貸出を除いたもの。

(資料出所) 日本銀行前橋支店

## 令和7年 春闘 各機関別賃上げ集計状況

### 【連 合】

|        | 2020年  | 2021年  | 2022年  | 2023年   | 2024年   | 2025年    | 昨年同時期    |
|--------|--------|--------|--------|---------|---------|----------|----------|
|        |        |        |        |         |         | (6月5日公表) | (昨年6月5日) |
| 全体     | 1.90%  | 1.78%  | 2.07%  | 3.58%   | 5.10%   | 5.26%    | 5.08%    |
|        | 5,506円 | 5,180円 | 6,004円 | 10,560円 | 15,281円 | 16,399円  | 15,236円  |
| 300人未満 | 1.81%  | 1.73%  | 1.96%  | 3.23%   | 4.45%   | 4.70%    | 4.45%    |
|        | 4,464円 | 4,288円 | 4,843円 | 8,021円  | 11,358円 | 12,453円  | 11,361円  |

### 【経 団 連】

|        | 2020年  | 2021年  | 2022年  | 2023年   | 2024年   | 2025年     | 昨年同時期     |
|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-----------|-----------|
|        |        |        |        |         |         | (5月22日公表) | (昨年5月20日) |
| 500人以上 | 2.12%  | 1.84%  | 2.27%  | 3.99%   | 5.58%   | 5.38%     | 5.58%     |
|        | 7,096円 | 6,124円 | 7,562円 | 13,362円 | 19,210円 | 19,342円   | 19,480円   |
| 500人未満 | 1.70%  | 1.68%  | 1.92%  | 3.00%   | 4.01%   | 4.35%     | 3.92%     |
|        | 4,371円 | 4,376円 | 5,036円 | 8,012円  | 10,712円 | 11,826円   | 10,420円   |

### 【厚生労働省】

|      | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年   | 令和4年   | 令和5年    | 令和6年    |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 主要企業 | 2.18%  | 2.00%  | 1.86%  | 2.20%  | 3.60%   | 5.33%   |
|      | 6,790円 | 6,286円 | 5,854円 | 6,898円 | 11,245円 | 17,415円 |

#### ○調査対象

連合 : 「全体」は、規模計。「300人未満」は、全体の内数。  
 経団連 : 「500人以上」は、原則として東証1部上場。  
 厚生労働省 : 「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるもの。

群馬労働局労働基準部賃金室作成

## 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

### 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

#### (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」<sup>5)</sup>に基づく取組として、低入札価格調査制度<sup>6)</sup>及び最低制限価格制度<sup>7)</sup>の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」<sup>8)</sup>に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保<sup>9)</sup>等<sup>10)</sup>を進める。中小受託取引適正化法<sup>11)</sup>の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」<sup>12)</sup>の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法<sup>13)</sup>上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワーク<sup>14)</sup>を通じたりテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」<sup>5)</sup>に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」<sup>15)</sup>の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」<sup>5)</sup>に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載<sup>16)</sup>に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

<sup>5)</sup> 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）。

<sup>6)</sup> 工事・製造その他の請負契約において、最低の価格で申込みをした者が、その価格では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、その者が契約の相手方として適当か否かを調査し、不適当であると認める場合には、その者を落札者とし、最低の価格で申込みをした者を落札者とする制度。

<sup>7)</sup> 工事・製造その他の請負契約において、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申し込んだ者を落札者とする制度。

<sup>8)</sup> 令和7年4月22日閣議決定。

<sup>9)</sup> 義務的経費への対応、地方財政計画への計上及び地方財政措置の実施を含む。

<sup>10)</sup> 関連する資格を有する者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行うことを含む。

<sup>11)</sup> 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）。

<sup>12)</sup> 令和5年11月29日に、内閣官房及び公正取引委員会が策定・公表。

<sup>13)</sup> 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）。

<sup>14)</sup> 特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館、日本弁理士会及び中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知的財産の観点から支援する枠組み。

<sup>15)</sup> 都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること。

<sup>16)</sup> 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継の在り方については今後も検討する。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー<sup>17</sup>の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」<sup>5</sup>に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県のような取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

## (2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続的な賃上げにつなげていくことが求められる。

<sup>17</sup> デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

### （三位一体の労働市場改革）

生成AIが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なり・スキリング支援<sup>18</sup>に取り組む。具体的には、AIを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたなり・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるなり・スキリングプログラムについて、毎年約3,000人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」<sup>19</sup>を周知するとともに、「人的資本可視化指針」<sup>20</sup>の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やAIの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

### （多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度<sup>21</sup>、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休3日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者<sup>22</sup>に届く就労支援に取り組む。

いわゆる「年収130万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法<sup>23</sup>施行後5年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める<sup>24</sup>。

### （個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

<sup>18</sup> り・スキリングに関するプラットフォームの活用を含む。

<sup>19</sup> 令和6年8月28日に、内閣官房、経済産業省及び厚生労働省が策定・公表。

<sup>20</sup> 令和4年8月30日に、非財務情報可視化研究会が策定・公表。

<sup>21</sup> 短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度など、勤務時間、勤務地、職種・職務等を限定した制度。

<sup>22</sup> 生活困窮、障害、ひきこもり、疾病、刑務所出所者であること等により就労が困難な状況にある者。

<sup>23</sup> 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）。

<sup>24</sup> この点に関し、人事院において、官民給与の比較対象となる企業規模の見直しについて、検討がなされている。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

(中堅・中小企業による質上げの後押し)

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のIT化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業<sup>25</sup>のロールアップ<sup>26</sup>を促進する。事業者選択型経営者保証非提供制度<sup>27</sup>の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」<sup>28</sup>に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」<sup>29</sup>を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理<sup>30</sup>を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤(セカマチ)の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」<sup>31</sup>を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

## 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

### (1) 地方創生2.0の推進 ～令和の日本列島改造～

#### (地方創生2.0基本構想)

全ての人々が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、「今日より明日はよくなる」と実感できる、多様な価値観を持つ一人一人が、互いに尊重し合い、自己実現を図っていくことができる活力ある地方・国家である「新しい日本・楽しい日本」を創り出していく。その実現には、持続可能な社会として、我が国の基盤である「強い」経済と、「豊かな」生活

<sup>25</sup> 資金繰りが悪化している又は今後悪化するおそれがあり、将来の事業継続に問題を抱えているなど、金融支援(条件変更、債務減免等)を必要とする事業者層。

<sup>26</sup> 連続的なM&Aによる集約化・統合。

<sup>27</sup> 信用保証付融資において、一定の要件を備えた中小企業者が保証料率の上乗せを条件として、経営者保証を提供しないことを選択できる制度。

<sup>28</sup> 令和7年3月17日に、経済産業省、金融庁及び財務省が策定・公表。

<sup>29</sup> 人口減少地域では、地域社会に不可欠なサービスの供給が困難になりつつあることを踏まえ、省力化・デジタル化、協同化等の生産性向上を図り、サービス供給を維持・発展させることに取り組む協同組合や住民出資会社等を主体とした新たな共助型事業体。

<sup>30</sup> 「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」(令和5年6月22日に、中小企業庁が公表)を踏まえた、経営者が行う人材確保・定着・活用に対する支援。

<sup>31</sup> 令和7年3月25日閣議決定。

### 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

#### 1. 「経済・財政新生計画」の推進

(経済再生と財政健全化の両立の重要性)

第1章で述べた基本的考え方の下、それに基づく政策を推進するとともに、金利のある世界となる中、大災害や有事に備えた財政余力を確保する観点も踏まえ、中長期の経済財政の姿を展望しつつ、経済・財政・社会保障の持続可能性を確保していく必要がある。

経済あつての財政という考え方は、経済政策の基本的な立場であり、今後もこの方向性を堅持する。経済の主役は企業・個人の活力であり、新たな行動を実行に移す企業・個人を、政府が様々な政策ツールにより積極的に後押しすることで経済成長を実現していくことが望ましい姿であり、それを力強く進める中で財政健全化を実現していく。その際、民間企業の予見可能性を高めるため、重要政策に複数年度で計画的に取り組んでいく観点も踏まえながら、EBPMによるワイズスペンディングを徹底し、成長と分配の好循環を拡大させる中で、歳出構造の平時化を図る。

同時に、国債需給の悪化等による長期金利の急上昇を招くことのないよう、国内での国債保有を一層促進するための努力を引き続き行う必要がある。また、頻発する自然災害や安全保障環境の変化の中で、有事に備えた財政余力の確保の重要性は一層増しており、今後も市場で国債を安定的に発行できる環境を整えつつ、財政余力の確保のため、財政健全化に取り組んでいく必要がある。

以上の基本認識を踏まえ、骨太方針2024で定めた「経済・財政新生計画」<sup>203</sup>の枠組みの下、財政健全化目標の堅持と歳出改革努力の継続を基本方針とし、具体的には以下の考え方に沿って、引き続き経済再生と財政健全化の両立に取り組む。

(「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針)

経済あつての財政との考え方の下、財政健全化目標によって、米国の関税措置への対応や物価高への的確な対応も含め、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応を行うことと財政健全化目標に取り組むことを矛盾しないものにしていく。経済を成長させ、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。こうした取組を通じて、金利が上昇する局面において、大災害や有事に十分に対応する財政余力を確保し、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性を確保していく。

そうした中、金利のある世界において、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確実なものとするため、財政健全化の「旗」を下ろさず、長期を見据えた一貫性のある経済財政政策の方向性を明確に示すことが重要である。このため、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。

<sup>203</sup> 計画の対象期間は、2025年度から2030年度までの6年間。

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費<sup>204</sup>については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。非社会保障関係費<sup>205</sup>及び地方財政についても、第3章第4節「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

今後も、状況に応じて必要な政策対応を行っていくことに変わりはないが、PBの黒字化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の拡充を通じて経済社会に還元することをあらかじめルール化することについても検討に着手していく。

#### （税制改革）

骨太方針2024等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点から、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革の検討<sup>206</sup>を進める。EBPMの取組を着実に推進するとともに、デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

## 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

### （1）全世代型社会保障の構築

本格的な少子高齢化・人口減少が進む中、技術革新を促進し、中長期的な社会の構造変化に耐え得る強靱で持続可能な社会保障制度を確立する。このため、「経済・財政新生計画」に基づき、持続可能な社会保障制度を構築するための改革を継続し、国民皆保険・皆年金を将来にわたって維持し、次世代に継承することが必要である。

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めと

<sup>204</sup> 社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する。

<sup>205</sup> 令和7年度予算の非社会保障関係費は、近年の物価上昇率の変化を反映した令和6年度予算の増（+1,600億円程度）と同水準を維持しつつ、公務員人件費の増により実質的に目減りしないよう、相当額（+1,400億円程度）を上乗せし、+3,000億円程度とした。

<sup>206</sup> 所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）に基づく。

### 3. 計画推進のための取組の強化

（経済・財政一体改革の点検・評価）

「経済・財政新生計画」の推進においては、経済、社会、環境や技術の変化に適切に対応した予算編成や制度改正に資するよう、人口減少下の持続可能な国・地方の行財政、人々のやりがいやWell-being（幸福度）、デジタル・新技術の導入による生産性向上に着目しつつ、プロセス管理を行う。経済財政諮問会議において、「EBPMアクションプラン」、「改革実行プログラム」及び「進捗管理・点検・評価表」に基づき、毎年改革の進捗管理・点検・評価を行い、進捗や政策効果を確認し、更なる政策の企画・立案に結び付ける。

（政府全体のEBPMの強化）

「経済・財政新生計画」の推進においては、限られたリソースから高い政策効果を生み出すことが重要である。このため、関係府省庁において「EBPMアクションプラン」に基づき、政府全体のEBPMの取組を本格化する。年末に同プランの見直し・強化を行うとともに、その成果を翌年度以降の骨太方針へ反映するなどEBPMを強化する。

EBPM強化や分野横断的な施策の深化のため、行政記録情報を含めたデータの整備や「見える化」について関係府省庁間の連携を強化する。行政事業レビューとの連携を通じて、データ収集や分析・評価を一体的かつ効率的に進める。その際、行政事業レビューシステムの機能強化とAI技術を活用したデータの利活用を推進する。ビッグデータを用いた分析や指標の実用化を進める。

基金について、資金の有効活用の観点から、EBPMの手法を用いた効果検証やPDCAの取組を推進し、基金の点検・見直しの横断的な方針<sup>268</sup>も踏まえ、必要性や成果の達成状況、管理費を含む執行見込み、設置法人の適格性について、不断に点検・検証を行う。

公的部門が保有する資産について、その保有目的等も踏まえつつ、運用改善や有効活用の有用性を検討する。

（Well-being（幸福度）の視点からの施策の深化）

Well-beingの高い社会の実現に向け、働く、学ぶ、健康、子育て、地域の生活に関連する基本計画や大綱において、生活のWell-being改善につながる実効的なKPIの設定を進めるとともに、Well-beingの把握を継続・強化する。次世代の社会生活や価値観の変化を反映する経済指標を検討し、将来的なSNA国際基準への反映も見据えた取組を推進する。

### 4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

賃上げや投資が増加し、コストカット型経済からの脱却が見えてきた今、政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先すべく、以下の3つの取組を総合的に実行する。その際には、労働の価値、平素からの備えの価値を正しく評価し、価格に表すことの重要性を軸に据えて取組を進める。

物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横

<sup>268</sup> 「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和5年12月20日行政改革推進会議決定）。

断的・網羅的に点検し、見直しを進める<sup>269</sup>。その際、各項目の点検と併せ、政策効果を担保するため、制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行う。

同時に、本基本方針第2章及び第3章に記載している、

- ・ 公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げ
  - ・ 働き手の賃上げ原資を確保できる官公需における価格転嫁の徹底
- を省庁横断的に推進する。

---

<sup>269</sup> 長年据え置かれてきた公的制度の基準額や閾値の例として、交通遺児育成給付金、子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）、食事支給に係る所得税非課税限度額、マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額が存在し、これらについては速やかに見直しを行う。

## **I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現**

### **1. 成長型経済の起点となる実質賃金1%上昇のノルムの定着**

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2年連続で5%を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ<sup>1</sup>、過去最高水準の設備投資<sup>2</sup>、600兆円を超える名目GDPなど、30年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手に入れている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である<sup>3</sup>。

2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

### **2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し**

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時

代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレインドを払拭していく。

### **3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上**

官が先導役となって我が国のデフレ心理を払拭した上で、我が国が本格的な労働供給制約社会へと突入し、人手不足が深刻化する中であっても、企業・産業の供給力、すなわち、「稼ぐ力」を高めることで、賃上げと投資の好循環の拡大と加速を図る必要がある。

すなわち、我が国のものづくりの強みをいかして、アジアなど成長市場の活力を取り込み、進化した製造業が勝ち筋を追求するとともに、地方においてサービス業等の生産性向上を実現するといった課題の克服が必要である。

このため、刻々と変化する国際経済環境の中であっても、諸外国における政策変更に揺るがされることなく、GX分野での150兆円超の成長志向型カーボンプライシングの制度化、DX分野での50兆円超のAI・半導体産業基盤フレーム、経済安全保障分野でのサプライチェーン国内回帰策など、国内投資について、予見可能性を高め、規制・制度・支援一体で推し進めていく。また、中堅企業の創出・成長加速、新たな勝ち筋となる分野の研究開発・輸出の後押し、PEファンド（プライベート・エクイティ・ファンド：未上場企業の株式への出資を行うファンド）等への成長投資の強化等を通じて、我が国における投資の量と質の双方を大幅に強化する。さらに、地方におけるスタートアップ・エコシステムの形成と創業後の成長促進の観点からの「スタートアップ育成5か年計画」の強化、大学と企業の双方での科学技術・イノベーション力の強化に取り組む。

海外市場と両輪で、我が国の成長のドライバーとなり得るのは、地方に眠る活力である。伸びしろのある地方においてこそ、賃上げと投資の好循環を拡大させることが重要であり、企業版ふるさと納税の制度改善や、大企業やスタートアップの積極的な投資による拠点整備に大胆なインセンティブが働くよう、税制も含めた環境整備に取り組む。こうした取組も含め、様々なアイデアを実現することにより、全国各地での新しい形の企業城下町の形成を一気呵成に進めていく。

同時に、こうした「稼ぐ力」の向上のための取組と併せて、構造的な賃上げのための三位一体の労働市場改革等の人への投資と多様な人材の活躍推進、国民の長期・安定的な資産形成を支援する「資産運用立国」の取組について、手綱を緩めることなく加速して取り組んでいく。

個別の短期的課題には適切に対処しつつ、それがこうした30年ぶりの我が国の構造的な経済回復のチャレンジを停滞させることのないよう、スピード感を持って取組を進める。

## **Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進**

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実

現・定着させるため、2029 年度までの 5 年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの 5 年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。

#### ～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4 兆円（2023 年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0 兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

#### ～5 年間 60 兆円の官民での生産性向上投資と全国 2,000 を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの 5 年間でおおむね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね 60 兆円 of 生産性向上投資を官民で実現する。

#### ～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承

継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

#### ～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約6割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

#### ～地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

### 1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である<sup>4</sup>。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

#### （1）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県GDPに占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている<sup>5</sup>。中小企業・小規模企業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

##### ① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方

が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者ができる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

## ② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

## ③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている<sup>6</sup>。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

#### ④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。
- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- ・ NPO等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

### （２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

#### ①中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Ｇメン、公正取引委員会による優越Ｇメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のＧメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

#### ②パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年５月には約７万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の８割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

#### ③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点２２業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

#### ④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で 321 か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

#### ⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

### （３）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある<sup>7</sup>。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

### 2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の 7 割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から 2029 年度までの 5 年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」<sup>8</sup>について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029 年度までの 5 年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資

に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

### **（１）業種別の「省力化投資促進プラン」の実行**

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中であっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている<sup>9</sup>。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

## **(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実**

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

## **(3) 12業種における省力化投資の具体策**

### **① 飲食業**

#### **i) 目標**

飲食業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

#### **ii) 課題と省力化事例**

飲食業は、約400万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のITツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

#### **iii) 省力化促進策**

- ・ 規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を2025年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・ さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成

金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

#### iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

#### v) 主なKPI

2025年度中に、約40万者の飲食業を営む企業の7割に支援策を周知する。また、2030年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計100件行う。

### ②宿泊業

#### i) 目標

宿泊業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

#### ii) 課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化するPMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

#### iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025年3月通知改正）により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

#### iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県的生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

#### v) 主なKPI

2025年度から2029年度において、補助制度活用件数を年900件、施策ホームページ閲覧数を年40万PV、説明会・相談会の参加人数を年500人達成する。

### ③小売業

#### i) 目標

小売業の労働生産性を2029年度までに28%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

## ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジでの精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

## iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

## iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

## v) 主なKPI

2026年度以降、業界団体等との懇談会を年に5回程度行い、各回延べ約4,300社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年1,000件達成する。

# ④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

## i) 目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を2029年度までに29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

## ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POSレジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

## iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT導入等の省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

## iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型

支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主なKPI

2025年度から2029年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年250回開催する。また、伴走型の相談支援を年1,000件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均110件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を2029年度までに25%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が20年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が8割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続く、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業員やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者に周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

v) 主なKPI

2029年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を100%にする。2025年度から2029年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年2,800回とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

#### ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化やIoTシステム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効率化などの省力化の優良事例がある。

#### iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

#### iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

#### v) 主なKPI

2025年度から2029年度までにおいて、IT導入補助制度活用件数を年平均7,500件以上とする。2030年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を9,000社とする。

### ⑦運輸業

#### i) 目標

運輸業の労働生産性を2029年度までに、鉄道分野18%、自動車（物流）分野25%、自動車（旅客運送）分野26%、水運分野22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野21%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、航空分野では、2029年度までに労働生産性を5%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

#### ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、DX化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負担を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

#### iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体

- による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

#### iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたDX化の支援を実施する。

#### v) 主なKPI

鉄道分野では、2029年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門50%、電気部門45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、DX等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

### ⑧建設業

#### i) 目標

建設業の労働生産性を2029年度までに9%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

#### ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者におけるICT活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

#### iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT指針）及び優良事例集（ICT事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICTを活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業におけるICT活用の理解増進・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

#### iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対しICT活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的なICT活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

#### v) 主なKPI

2029年度までに年間実労働時間（1人当たり）を全産業平均並みまで減少させる

（2023年度の建設業は2,018時間に対し全産業は1,956時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

## ⑨医療

### i) 目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

### ii) 課題と省力化事例

85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療DX、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

### iii) 省力化促進策

- ・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資するICT機器の導入支援、中小・小規模事業者に対するIT導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療DX推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

### iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

### v) 主なKPI

2030年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を1,410時間にする（現状は1,860時間）。

## ⑩介護・福祉

### i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

### ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共

に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

### iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

### iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

### v) 主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

## ⑪保育

### i) 目標

保育現場へのICTの導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

### ii) 課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる4機能）など保育の周辺業務や補助業務をICT活用により解決する優良事例もある。

### iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育ICTラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT導入補助金の活用を推進する。

### iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者など

で構成される協議会を設置し、地域のICT導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

v) 主なKPI

2026年度までに登降園管理機能を始めとする4機能をいずれも導入している施設の割合を20%とする。2029年度までに事務作業等時間を2026年度比で10%減少させる。

⑫農林水産業

i) 目標

農業では1経営体当たりの生産量を2030年までに2023年比で約1.8倍にすることを目指す。林業では2030年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を2022年比で5割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030年に漁業就業者1人当たりの漁業生産量を2020年比で3割向上することを目指す。

ii) 課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

v) 主なKPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

**(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援**

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

### ①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

### ②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

### ③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

## （５）地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週1副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組<sup>10</sup>を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

### ①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキヤリ」。）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の

3事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記3事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

#### ②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

#### ③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するといった先進事例の横展開を促す。

#### ④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

#### ⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

### 3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上である<sup>11</sup>。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組

に積極的であるという傾向<sup>12</sup>を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A後の不安を解消するスキーム等のM&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化、M&Aを仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A時において、労働者の保護に関する法令等にのっとり対応を徹底する。

#### （１）M&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化

M&Aの売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそもM&Aの検討を躊躇（ちゅうちょ）するケースが多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者がM&Aを経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

##### ①M&A後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

##### ②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

##### ③中小企業・小規模事業者のM&A市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者のM&Aにおける取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A支援機関登録制度を通じてM&Aの取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

#### ④全国各地での事業承継・M&Aキャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&Aにどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&Aの意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

#### ⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

#### ⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国47都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

### （２）経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営で関わりのない民間のM&Aアドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

#### ①M&Aアドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&Aの実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&Aアドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えてM&Aアドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

#### ②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。また、同センターによる都道府県のエリアを越えたM&Aのマッチングを促進する。

### （３）経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A後の事業の成長加速の観点

から、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

#### ①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人がM&Aを行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

#### ②計画的なPMIの推進

円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合（PMI）が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

### （４）地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMIを含むM&A支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&Aを含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

### （５）事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の 100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要な特例承継計画の提出期限が 2026 年 3 月に到来、対象となる相続・贈与の期限が 2027 年 12 月に到来））に関し、令和 7 年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

### （６）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入を返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という 3 要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち 5 割で経営者保証が付いている状況<sup>13</sup>に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記 3 要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存

しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&Aや事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&Aの際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

#### **4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善**

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成AI等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

##### **(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成**

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。

Ⅵ. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

##### **(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング**

生成AIが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を

学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のAI・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通じた推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

### **（３）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供**

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにばらばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

### **（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ**

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と

生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

## 5. 最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている<sup>14</sup>。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な

取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

### **Ⅲ. 投資立国の実現**

2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

このためには、国内経済で回り始めた賃上げと投資の循環の動きをより強固なものにするために、海外市場とこうした循環を結び付けることによって、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが重要である。

経済産業省の試算によると、国内投資拡大に向けた足下の官民の取組を継続し、2030年度135兆円・2040年度200兆円という新たな官民国内投資目標を実現することができれば、人口減少下でも拡大する内需が成長をけん引するとともに、不確実性が高まる国際環境の中においても世界にとって不可欠な製品・サービスの輸出が拡大することがあいまって、2040年度に名目GDPは約1,000兆円となるなど、中長期的な経済成長を実現していくことが可能になる。

この将来見通しの実現のため、GX、DX（AI・データ）等の次世代投資（研究開発やソフトウェア、ロボット・通信機器等）を1.8倍にするべく、製造業では、GX・革新技術による差別化や、DXによるサービス化等を通じ、新需要の創出、高付加価値化を実現する。また、情報通信業・専門サービス業では、新需要の開拓等を通じ、新たな付加価値を創出する。加えて、エッセンシャルサービス業は、省力化設備・サービスを駆使するアドバンスト・エッセンシャルサービス業への変化を図る。

このためにも、「金利のある世界」に移行し、国際的な不確実性が高まる中でも、企業が保有する現預金を積極的に国内で波及効果の大きな投資に振り向けるよう、企業統治改革、資本市場改革に加え、思い切った償却措置による投資促進策など諸外国の措置・動向も踏まえつつ、予算・税制によるインセンティブ措置も含めた、企業からの国内投資を引き出すための大胆な方策を検討する。

あわせて、こうした産業構造の変化に応じた人材需要を踏まえ、各産業における生産性向上・省力化の取組、人材育成の取組等を政府全体で総合的に推進する。

これらを含め、200兆円の目標の実現を見据えた国内投資喚起とグローバルサウス等の需要取り込みのための「輸出拡大・多角化支援パッケージ」として、以下の取組を進める。

#### **1. 中堅企業の創出・成長加速**

国内に9,000者存在している中堅企業は、設備投資、人的投資、賃上げの全ての側面で、国内経済の成長と地方創生のけん引役となるポテンシャルを有している<sup>15</sup>。賃上げにつながる設備投資の支援に加え、世界市場の中でオンリーワンの製品・サービスを抱える中堅企業の輸出や研究開発を大胆に後押しする施策を具体化し、中